

鞍手町人権教育・啓発基本計画

令和 8 年 2 月

鞍手町・鞍手町教育委員会

はじめに

「人権」とは、人が幸せに生きる大切な権利です。「すべての人々の人権が尊重される」「すべての人々の個性と能力が正しく評価され、その発揮が保証される」「すべての人々の社会の発展に寄与する機会が均等に保証される」これらのことが「社会共通の規範となり差別と排除が容認されないことが確立された社会」となるため、これまで、国内外で、さまざまな人権課題に関わる条約や法律の整備、施策等が進められてきました。

本町におきましては、1996年（平成8年）に制定した「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を2020年（令和2年）に「鞍手町部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に改正し、この条例の目的である「差別のないまちづくりを実現すること」を推進しています。

しかし、今なお、さまざまな人権問題が発生しており、部落差別をはじめとして、インターネット・SNSでの誹謗中傷やハラスメント、性的指向・性自認に関する偏見等も全国的な社会問題となっています。

こうした偏見や差別をなくし、なかなか声を上げることができない、困難な環境にある人たちに寄り添う社会の実現に向け、粘り強く人権教育・啓発を続けていく必要があります。

このたび、最近の人権を取り巻く現状や、令和5年度に実施した「鞍手町人権に関する町民意識調査」の結果から、現状と課題の分析等を踏まえ「鞍手町人権教育・啓発基本計画」を策定いたしました。

この計画では、「笑顔あふれる人権尊重のまちづくり」を基本目標に掲げ、町民と行政、学校、地域社会が一体となって、すべての人の人権が尊重される共生社会の実現を目指して、人権教育・啓発の取組をさらに積極的に進めてまいります。

結びに、町民意識調査やパブリック・コメントなどを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました町民のみなさんをはじめ、ご協力いただきました多くのみなさんに心から感謝申し上げます。

令和8年2月

鞍手町長 岡崎 邦博

目 次

I	基本計画策定の趣旨	1
1	背景	1
(1)	世界の動向と取組	1
(2)	国の動向と取組	1
(3)	福岡県の動向と取組	3
(4)	鞍手町の動向と取組	4
2	趣旨	6
(1)	基本計画の趣旨	6
(2)	基本計画の期間	6
3	「鞍手町人権に関する町民意識調査」結果から見えてくる課題	6
(1)	調査の概要	6
(2)	人権に対する認識及び人権侵害の経験	6
(3)	さまざまな人権課題に関する意識	8
(4)	人権課題の解決のための施策	9
II	基本計画の目標と体系	12
1	基本計画の目標	12
2	基本的な方向	12
	【人権尊重のまちとは】	12
(1)	身近な問題としての人権教育・啓発の推進	12
(2)	交流を促し、地域づくりをめざす人権教育・啓発の推進	13
(3)	変化する社会に対応するための人権教育・啓発の推進	13
3	施策の体系	14
III	さまざまな分野における人権問題の課題と施策	15
1	部落差別に関する問題（同和問題）	15
	【現状と課題】	15
	【施策の基本的な方針】	19
(1)	学校教育での推進	19
(2)	町民に対する啓発活動の推進	19
(3)	企業に対する啓発活動の推進	19
2	女性の人権に関する問題	19
	【現状と課題】	19
	【施策の基本的な方針】	21
(1)	あらゆる機会をとらえた男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	22
(2)	学校教育における男女共同参画意識の推進	22
(3)	事業所に向けた男女共同参画についての啓発の推進	22
(4)	DV（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進	22
3	子どもの人権に関する問題	22
	【現状と課題】	22
	【施策の基本的な方針】	25

(1) 子育てをする親に対しての支援	25
(2) ファミリー・サポート・センター事業	26
(3) 子育て短期支援事業	26
(4) 放課後児童健全育成	26
(5) 子どもの安全確保	27
(6) 要保護児童への対応など、きめ細やかな取組の推進	27
(7) 子どもの人権教育・心の教育	27
4 高齢者の人権に関する問題	27
【現状と課題】	27
【施策の基本的な方針】	29
(1) 高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な推進及び重症化予防	29
(2) 自立生活支援の推進	30
(3) 生きがいづくり・社会参加活動の推進	30
(4) 認知症支援施策の推進	30
(5) 地域包括支援センターの充実	30
(6) 高齢者との世代間交流の推進	31
(7) 安心して暮らせるまちづくりの推進	31
(8) 高齢者の権利擁護の推進	31
5 障がいのある人の人権に関する問題	31
【現状と課題】	31
【施策の基本的な方針】	33
(1) 障がいについての正しい理解と認識のための啓発活動の推進	34
(2) 障がいのある人の自立と社会参加の支援	34
(3) 療育・特別支援教育の充実	34
(4) 障がいのある人の権利擁護と相談支援の充実	35
6 外国人の人権に関する問題	35
【現状と課題】	35
【施策の基本的な方針】	37
(1) 外国人に対する偏見・差別をなくすための 学校・家庭・地域が連携した人権意識の育成	37
(2) 多元的な文化や多様性を尊重する教育や啓発事業の推進	37
(3) 学校などにおける国際理解教育及び外国籍を有する児童生徒への教育の推進	38
(4) 外国人への情報提供と相談体制の整備	38
7 感染症患者等の人権に関する問題	38
【現状と課題】	38
【施策の基本的な方針】	41
(1) 感染症についての正しい理解と認識のための啓発活動の推進	41
(2) 学校における教育の推進	41
(3) 感染症患者等の人権に配慮した相談・支援	41
8 犯罪被害者等とその家族の人権問題	41
【現状と課題】	41

【施策の基本的な方針】	43
(1) 犯罪被害者等への理解促進	43
9 インターネットによる人権侵害の問題	43
【現状と課題】	43
【施策の基本的な方針】	45
(1) 個人のプライバシー等の人権に関する正しい知識を深めるための啓発活動	45
(2) インターネットなどを介した人権侵害への対応	45
(3) 学校における教育の推進	45
10 性的少数者の人権に関する問題	46
【現状と課題】	46
【施策の基本的な方針】	48
(1) 社会教育における啓発の推進	48
(2) 学校教育における啓発の推進	48
(3) 相談支援体制の整備	48
11 さまざまな人権問題	48
【現状と課題】	48
(1) アイヌの人々の人権問題	48
(2) 生活困窮者	49
(3) ホームレスの人権	49
(4) 北朝鮮当局による拉致被害者等	50
(5) 災害発生時の人権問題	50
(6) その他	51
【施策の基本的な方針】	51
(1) さまざまな人権問題への教育・啓発推進	51
IV 基本計画の総合的な推進	51
1 全庁的な体制による推進	51
2 行政職員及び教職員に対する人権研修	52
3 地域活動、各種団体及び企業等が実施する人権研修の支援	52
4 関係機関等の連携	52
5 国、県、他市町村との連携	52
6 施策の進行管理と評価改善	52

I 基本計画策定の趣旨

1 背景

(1) 世界の動向と取組

20 世紀における 2 度の世界大戦は、多くの人命を奪い人類社会の未来に大きな脅威を与え、この反省から 1948 年（昭和 23 年）第 3 回国連総会において世界人権宣言が採択されました。その第 1 条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と表明しました。

その後、宣言の理念は、1965 年（昭和 40 年）人種差別撤廃条約、1966 年（昭和 41 年）社会権規約、自由権規約、1979 年（昭和 54 年）女子差別撤廃条約、1989 年（平成元年）子どもの権利条約、2006 年（平成 18 年）障害者権利条約などの採択や 1968 年（昭和 43 年）「国際人権年」をはじめとするさまざまな国際年の設定を通して実現が図られてきました。

しかし、その後も、人権・民族・宗教等の対立に起因する地域紛争・テロを憂慮し、迫害によって尊い人命が奪われ、人権が侵害されている状況が続いていることなどを受けて、国連は 1995 年（平成 7 年）から 2004 年（平成 16 年）までの 10 年間を、「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議しました。

2004 年（平成 16 年）「人権教育のための国連 10 年」の行動計画期間が終了することから「人権教育のための世界プログラム」が採択され、効果的な人権教育を継続して実施していくために、2005 年（平成 17 年）からの重点領域を定めた行動計画「人権教育のための世界計画」が策定されました。

このプログラムは、数年ごとの段階（フェーズ）を決め、その段階ごとに重点領域を定め行動計画を策定するものであり、2020 年（令和 2 年）から 2024 年（令和 6 年）の第 4 フェーズでは、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力を置くこととされています。

2015 年（平成 27 年）の国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が記載されました。

前文において、地球上の「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現」することを掲げており、SDGs を構成する 17 の目標と 169 のターゲットには、根底に人権尊重の考えがあります。「人権教育のための世界計画」第 4 フェーズにおいては、SDGs の目標 4－7 と連携することを盛り込んでいます。

(2) 国の動向と取組

国においては、1947 年（昭和 22 年）にすべての国民に基本的人権の享有を保

障する日本国憲法が施行され、以後世界的な人権尊重の流れの中で、国際人権規約をはじめとする人権関係条約に批准・加入し、人権尊重の社会の実現に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

特に、日本固有の人権問題である部落差別に関する問題（同和問題）に関しては、1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」を受けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」を施行し、以後2度にわたる法の改正を経て、約33年間特別対策を実施してきました。また、国の附属機関である地域改善対策協議会は、1996年（平成8年）に行った意見具申で「世界各国との連携・協力の下にあらゆる差別の解消を目指す取組は、わが国の責務である」と述べ、「わが国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要課題は、教育、就労、産業等の面での格差是正等のほか差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進と、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化である」としました。

一方、国連で「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1997年（平成9年）にそれについての国内行動計画を策定しました。

さらに、1997年（平成9年）に「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が法務省に設置され、その中で今後の人権施策は、人権教育・啓発の推進と人権侵害救済措置を両輪としていくとの見解が示されました。

これを受けて、国は2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という）を制定しました。この法律は、人権擁護推進審議会の答申を踏まえて、人権教育・啓発に関する理念、国・地方公共団体・国民の責務の明確化、基本計画の制定や年次報告などを主な内容としています。また、国はこの法律の中に規定された「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなくてはならない」（第7条）に基づき、2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

その後も、人権に係る諸法律が制定され、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）、2006年（平成18年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）、2012年（平成24年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、2016年（平成28年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の、人権に関する3つの法律（人権三法）が施行されました。

さらに、2019年（令和元年）に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ民族支援法）が施行、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が改正、施行されました。

2011 年（平成 23 年）には、企業活動における人権の尊重を求める声が高まる中、国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持され、人権を保護する義務は国家にあり、企業も人権を尊重する「責任」があると認識されました。わが国ではこの指導原則が政策に反映され企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として、2020 年（令和 2 年）に『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）』が策定されました。

2023 年（令和 5 年）には「こども基本法」の施行、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行、2024 年（令和 6 年）より「改正障害者差別解消法」が施行されたことで、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されるなど「個別の人権課題」の解消に向けた法整備が積極的に進められています。

（３）福岡県の動向と取組

福岡県においては、国の行動計画を受けて 1998 年（平成 10 年）に「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」を策定しました。その理念である人権という普遍的な文化を構築するためにこれまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、学校、地域、家庭、職域などあらゆる場を通じた人権教育・啓発が進められてきています。

続いて、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定である「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第 5 条）に基づき、2003 年（平成 15 年）に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しました。

その後、情報化や国際化に伴う社会状況の変化や、2016 年（平成 28 年）に実施した「人権問題に関する県民意識調査」の調査結果を踏まえ、2018 年（平成 30 年）には「福岡県人権教育・啓発基本指針」が改定され、2019 年（平成 31 年）には「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正し「部落差別解消推進法」に定められた基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規定を新たに加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を全国の都道府県に先駆けて制定し、県民への周知を啓発冊子やポスター、各種研修、講演会等により行っています。

また、2016 年（平成 28 年）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、福岡県では、職員対応要領を策定し、障がいのある人に対する差別解消に向けて必要な事項を定め、その周知を図ってきました。

福岡県においては、基本指針の策定以降、国際化、高齢化の進展などを背景に新たな人権問題の顕在化や国の法整備など、人権を取り巻く状況が大きく変化したことから 2018 年（平成 30 年）には、基本指針の改定を行いさまざまな人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し人権教育・啓発に関する施策を

さらに総合的かつ効果的に推進しています。

さらに「福岡県青少年健全育成総合計画」（2022年度～2026年度）や「福岡県高齢者福祉計画（第9次）」（2021年度～2023年度）、「福岡県障害者福祉計画（第5期）」（2021年度～2025年度）、「第5次福岡県男女共同参画計画」（2021年度～2025年度）、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン（第2期）」（2020年度～2024年度）、「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」（2021年度～2025年度）などの個別計画においても、人権問題の解決のための取組が進められています。

（４）鞍手町の動向と取組

鞍手町では、令和6年度に目指すまちの将来像を「ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて」とし、計画期間を2025（令和7）年度から2034（令和16）年度の10年間とする「第6次鞍手町総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定し、まちづくりを進めています。

本町は、旧産炭地という歴史的背景から多くの同和地区があります。それゆえ同和对策審議会答申、同和对策事業特別措置法の制定を機に人権・同和教育の推進や地域の環境改善等の取組が積極的に進められ、一定の成果を上げてきました。

また、人権問題地区学習会を40年以上に亘って続けることにより、町民の人権学習の機会を設けるなどのほか、講演会や街頭啓発などさまざまな手法による教育及び啓発の取組を積み重ね推進してきました。

しかし、昨今の社会状況は、同和問題（部落問題）をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等やインターネットを悪用した差別事件等、人権侵害が、残念ながら無くなるどころか複雑化・多様化している現実があります。

そこで、2007年（平成19年）に「鞍手町人権教育・啓発基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定し、2023年（令和5年）に改訂を行い、この基本指針に基づき、基本的人権に関わる問題の解決に向け学校、地域、家庭、職域などさまざまな場を通じた人権教育啓発を推進しています。

これからの人権教育・啓発は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として施策を策定し効果的に推進を図らなければなりません。

1996年（平成8年）に制定した「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を2020年（令和2年）に「鞍手町部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に改正し、この条例の目的である「差別のないまちづくりを実現すること」を推進しています。

また、2023年（令和5年）には「鞍手町手話言語条例」が施行されました。今後、人権教育・啓発を推進するにあたっては、総合計画等を踏まえた基本指針をもとに多年にわたって蓄積してきた人権・同和教育における取組やその成果を踏まえつつ、国の法と基本計画や福岡県の条例と基本指針と連携を図り総合的かつ計画的に取り組むことが重要です。

今回の基本計画を策定するにあたり、2023 年（令和 5 年）に町民 1,200 人を対象とした「鞍手町人権に関する町民意識調査」を実施し、本計画策定の基礎資料としています。

社会教育における人権教育・啓発活動では、小中学生が描いたポスターを鞍手町中央公民館に掲示し、宮若市・鞍手町・小竹町の合同で企画作成している人権に関する啓発冊子『みんなのしあわせのために』を各家庭に配布しています。毎年、異なるテーマを設定し、さまざまな人権課題に関する人権啓発を行っています。

街頭啓発と講演会は 7 月の福岡県同和問題啓発強調月間と 12 月の人権週間に合わせて開催しています。講演会については、人権問題についてさまざまな世代に考えてもらうきっかけとなるよう演奏等を交えたわかりやすく親しみやすい表現方法を取り入れながら開催しています。

また、身近な生活の中にある差別に気づき、お互いの人権が尊重される明るい地域づくりを推進するとともに、あらゆる差別の解消に努めることを目的に人権問題地区学習会を開催しています。

会場は、各小中学校 7 か所で学校の行事に合わせ、より多くの地域の人たちが参加できるよう工夫して実施しています。この地区学習会は、行政職員の研修の場としても位置付けており、町職員としての自覚をもって参加すべく各会場に配置を行い、全ての職員が毎年 1 回必ず人権に関する研修を受けることができるよう取り組んでいます。

さらに、差別の現実を学ぶため解放学級においても 2 支部 5 班で学習をしています。

学校教育では、鞍手町人権教育推進計画策定協議会で学校における 9 か年を見通した「部落問題学習各学年つながり案」「鞍手町小中学校平和学習教材一覧」「人権・平和学習のあゆみ」等人権教育の推進に取り組んでいます。

また、鞍手町人権教育推進中学校区事業で「人権の学び部会」「進路保障部会」「学力保障部会」で人権教育推進の具体化を図り、夏には、鞍手町実践交流会を保幼小中で実施し各学校等の取組により交流しています。

さらに、鞍手町人権教育地元教材を有識者と若年層の教員を中心に作成し、今までに「ともだち・チング」「笑顔になれる町」「炭坑マップ」「みんなが幸せに生きるために」「未来へのかけ橋」を発刊し人権学習で活用しています。

児童生徒の人権を保障するための具体的な視点をまとめた「人権が尊重される授業づくり 10 の視点」「人権が尊重される環境づくり 10 の視点」「人権が尊重される環境づくり 10 の視点（家庭編）」（北九州教育事務所）を活用し、教職員自らが人権教育の視点で、日常の教育活動を見直すこと等にも取り組んできました。

一方で、子どもの教育に携わり、生活を共にする教職員だからこそ、人権に関する知的理解を深め、より確かな人権感覚を身につけるために自己研鑽を続けることが大切です。そのため、各学校内での「自らの」教育実践を基にした職員研

修会のほか、鞍手町人権・同和教育研究協議会が開催する人権・同和教育実践交流会や課題別連続学習会、県内外で行われるさまざまな人権教育に関する研修の場に積極的に参加しています。

2 趣旨

(1) 基本計画の趣旨

鞍手町では、「鞍手町人権教育・啓発基本指針」を策定後、2007年（平成19年）、2012年（平成24年）、2023年（令和5年）に一部改訂し、関係各課が連携した全庁的な施策の中で、人権教育・啓発事業に取り組んできました。また、「鞍手町人権に関する町民意識調査」を2023年（令和5年）に実施しましたが、身近な所で人権侵害を受けたと認識している事例が多くあり、部落差別に関する問題（同和問題）をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人・感染者患者等などのさまざまな人権が侵害されている現実が見受けられます。さらに、情報化社会におけるインターネットの匿名性による誹謗中傷、性的少数者の人権など、新しい人権課題への関心の高まりも見受けられます。

本基本計画は、これらの問題を解決し、全ての人の人権が、尊重され、つながりをもち共に生きることができる、持続可能な人権尊重社会の実現のため、より効果的な人権教育・啓発に取り組むべく、これまでの鞍手町の成果と課題を踏まえ、再構築を図るものです。

(2) 基本計画の期間

本町における人権教育・啓発の取組を総合的・効果的に推進する基本指針として、2026年（令和8年）から2035年（令和17年）を目標年度として、「鞍手町人権教育・啓発基本計画」を策定するものとします。また、各分野の施策の基本的な方針については、国内外の状況や福岡県の動向、総合計画に合わせて、必要な見直しを行います。

3 「鞍手町人権に関する町民意識調査」結果から見えてくる課題

(1) 調査の概要

調査対象	鞍手町に在住する20歳代以上の町民 1200人を無作為抽出
調査方法	令和5年11月1日～12月31日
回収率	302人／1200人 25.2%

(2) 人権に対する認識及び人権侵害の経験

基本的人権は憲法で保障されていることを知っている人の割合について、「知っている」86.4%、「知らない」12.9%との調査結果を得ています。

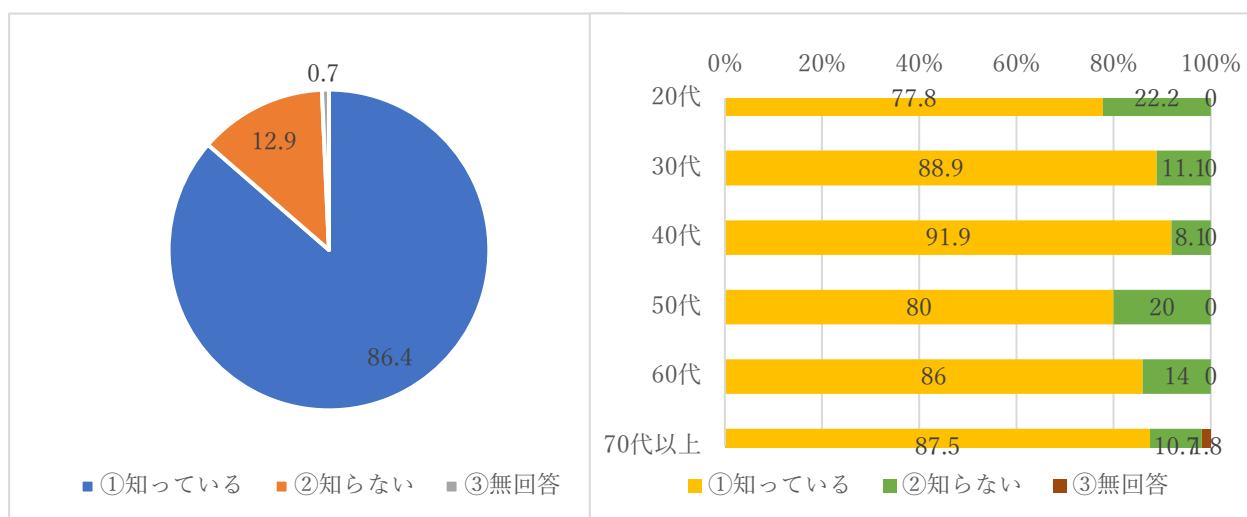
また、自分自身の人権侵害の経験については、「ない」の割合が 60.3%「ある」の割合が 19.2%、「わからない」の割合が 19.9%となっています。

人権侵害を受けた内容は、「あらぬうわさ、悪口、かげ口」50.9%、「名誉や信用を傷つけられた、侮辱を受けた」38.2%、「職場での不当な待遇を受けた」32.7%「暴力、強迫、強要を受けた」23.6%でした。

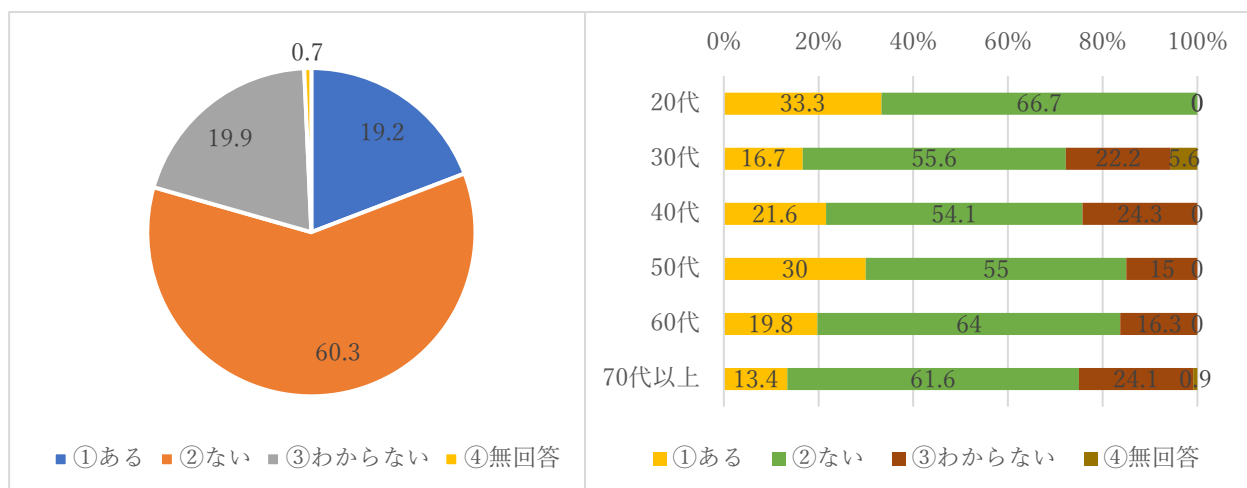
これらのことから、日々の生活の中で直面する身近な人権課題に対する、人権侵害の認識の高まりが示されていると考えられます。

自由意見の中には「偏見を持たないように気をつけている」というものや、「性教育不足、表現の過度な規制がある」などが見られました。一人一人がかけがえない存在として尊重され、互いを認め合う、人権尊重の文化が町民の精神的風土として育まれるよう教育・啓発に取り組んでいくことが必要です。また、基本的な人権に対する理解や対策を継続的に進めていくことが求められていることを示しています。

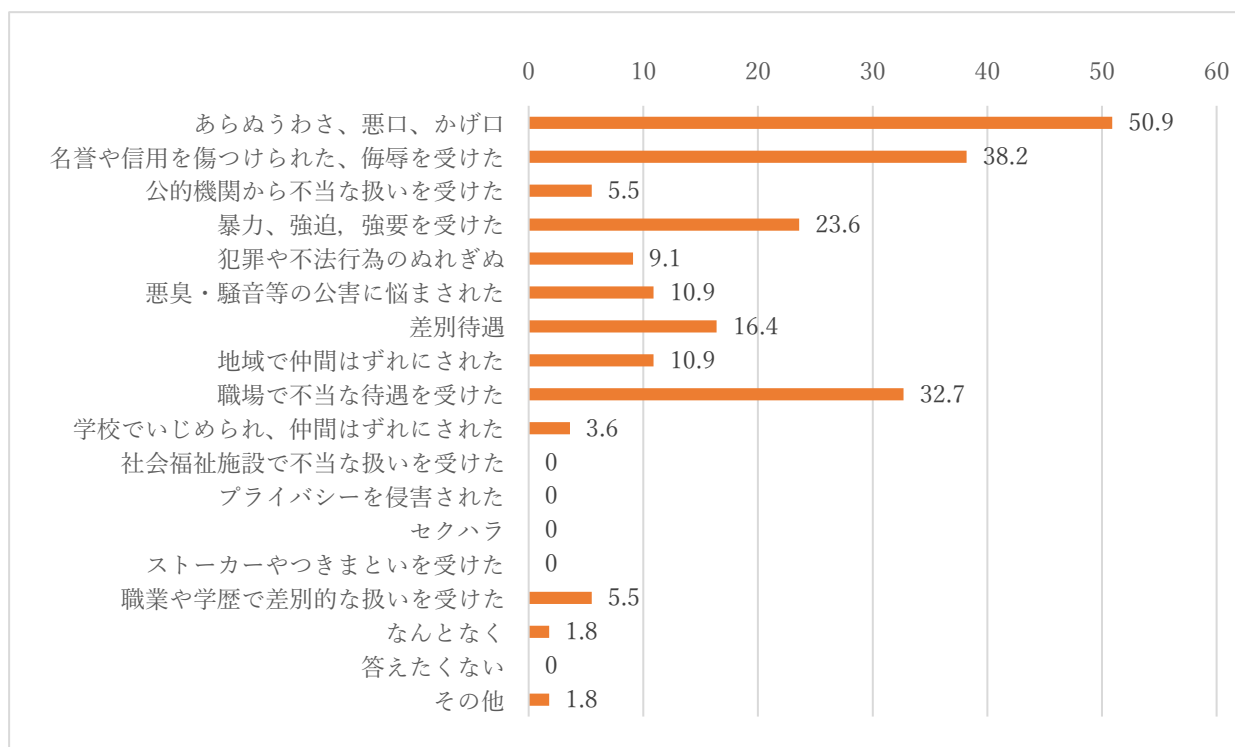
● 基本的人権は憲法で保障されていることを知っていますか。



● 今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。



● 今までに自分の人権が侵害されたと思ったことは、どのような場合ですか。



(3) さまざまな人権課題に関する意識

さまざまな人権課題として取り上げた設問の中で、同和問題に対する関心は24.1%の割合を示しています。また、同和問題の中で「結婚のときに差別が生じている」とする割合は、51.3%を示しています。

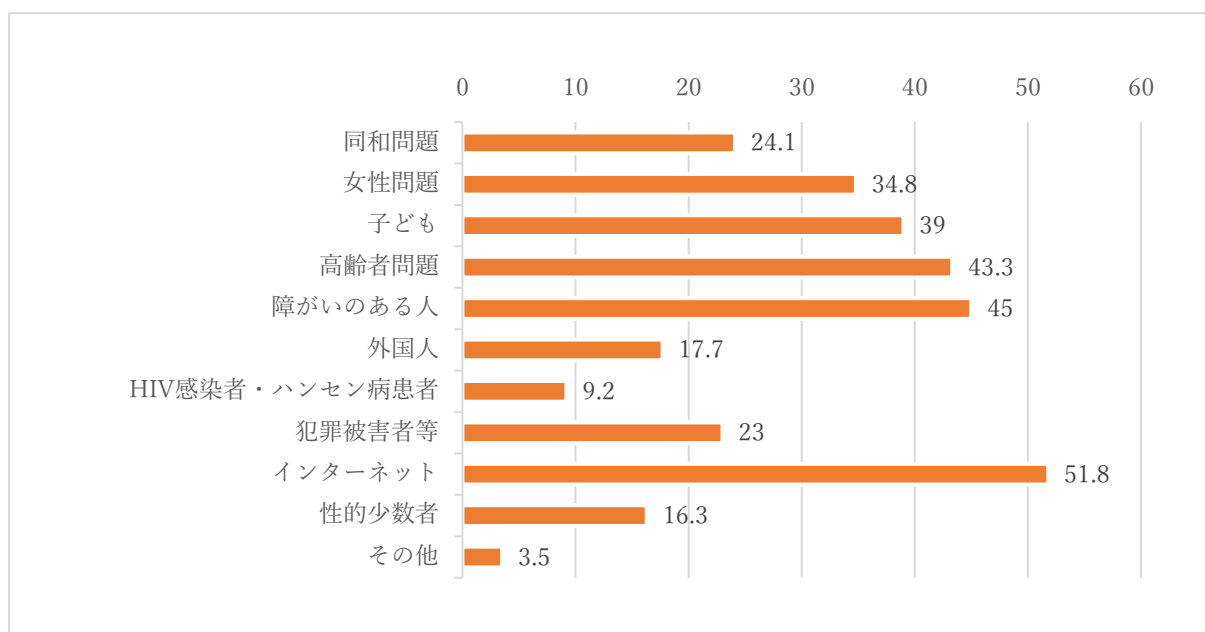
しかし、自由意見を見てみると、「現在も部落差別が残っているとは思わなかった」「部落差別があるとは思わない」という誤った認識や、「逆差別があるのではないか」、「いつまでも同和問題を取り上げるから人権問題がおきている」などの意見が見られます。現在も確かに存在する部落差別に関する問題の現状や、施策への正しい理解を深めていくことが求められています。

インターネットに関する人権上の問題に対する関心は、51.8%の割合を示し、最も関心の高い人権課題となっています。インターネットの匿名性による誹謗中傷などが、SNSなどの普及により身近な人権課題として顕在化したこと、メディアで取りあげられる機会が増えたことなどが要因と考えられます。また、子どもたちの間で、SNSやメールなどによるいじめや嫌がらせも発生しています。

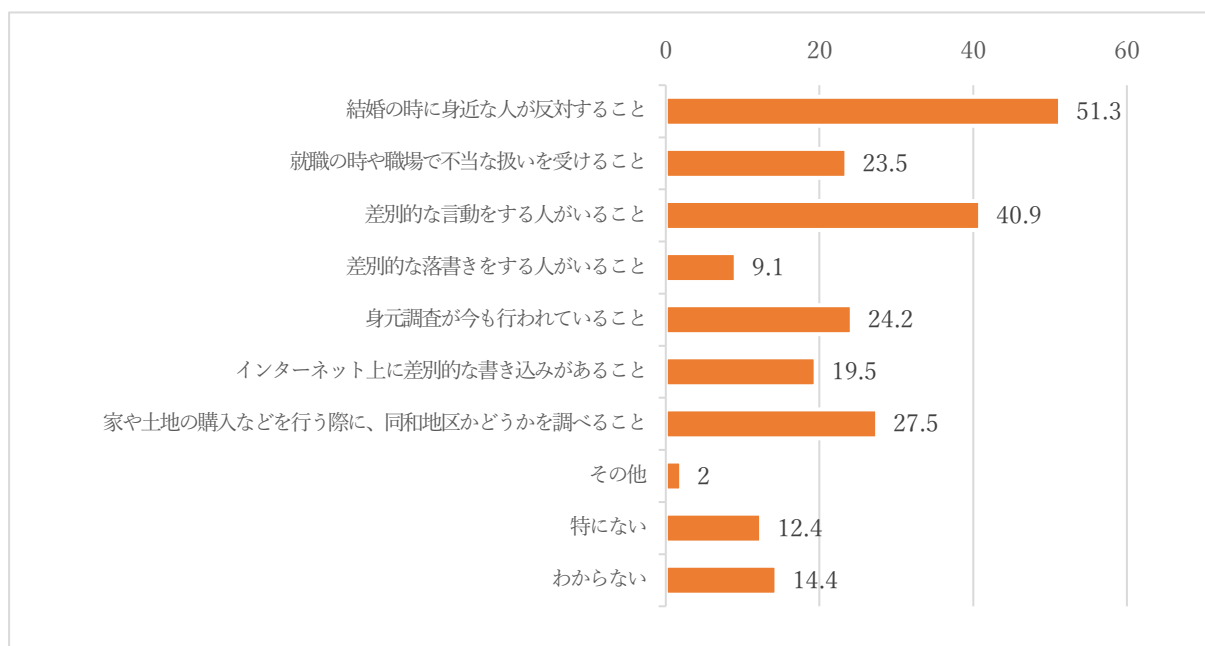
続いて、関心を示す割合は、障がいのある人が45.0%、高齢者が43.3%、子どもが39.0%、女性が34.8%でした。

さまざまな人権問題に対し、どのような問題が発生しているかの設問に対して、「特にない」「わからない」を選択する傾向も見受けられるため、無理解・無関心である層に対し、正しい知識を得る機会や、関心を持つきっかけを作ることが求められています。

●さまざまな人権問題について、関心があるものはどれですか。（複数回答可）



●同和問題（部落差別）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数回答可）



（４）人権課題の解決のための施策

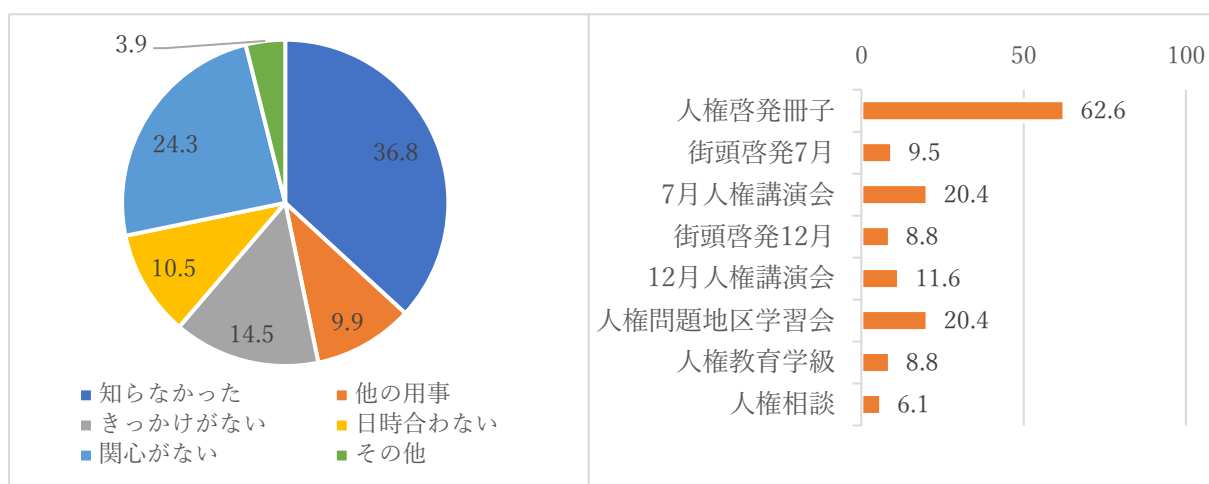
本町の取り組んでいる啓発活動において、人権啓発冊子の認識の割合が 62.6% で高い数値となっています。全戸配布しており、目にする機会が多いことが要因と考えられます。続いて「7 月人権講演会」と「人権問題地区学習会」が 20.4% で、「12 月人権講演会」が 11.6%、その他の啓発活動の認識は 10% 以下という回答率となりました。

講演会などへの不参加の理由は、「知らなかった」が 36.8%と最も多く、次に「関心がない」が 24.3%と多くなっていました。

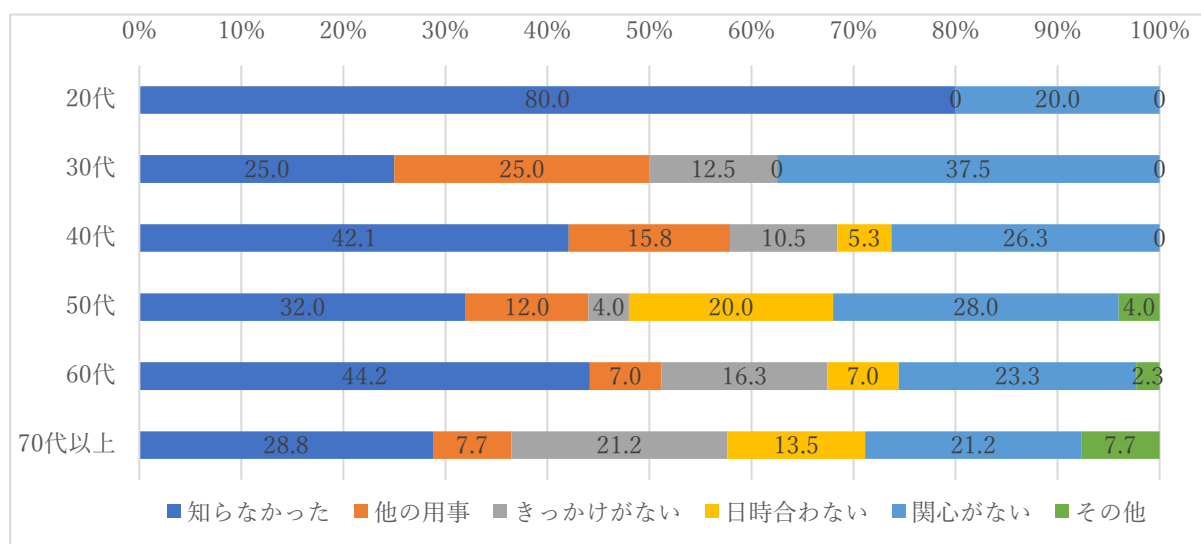
年齢的な傾向では、「知らなかった」では 20 代が 80.0%、40 代が 42.1%、60 代が 44.2%と高い値を示しており、若年層において「知らなかった」と回答する割合が高い傾向が見られました。また、「関心が無い」と回答した人は、30 代が最も多く 37.5%でした。

人権という文化が、町民の精神風土として育まれるためには、家庭、学校、地域、職域における身近な問題をテーマとした啓発が大切です。また、興味・関心を喚起する広報等による周知方法や内容面での工夫も必要です。

● 鞍手町の人権問題解決のための講演会に参加したり冊子を読んだりしていますか。



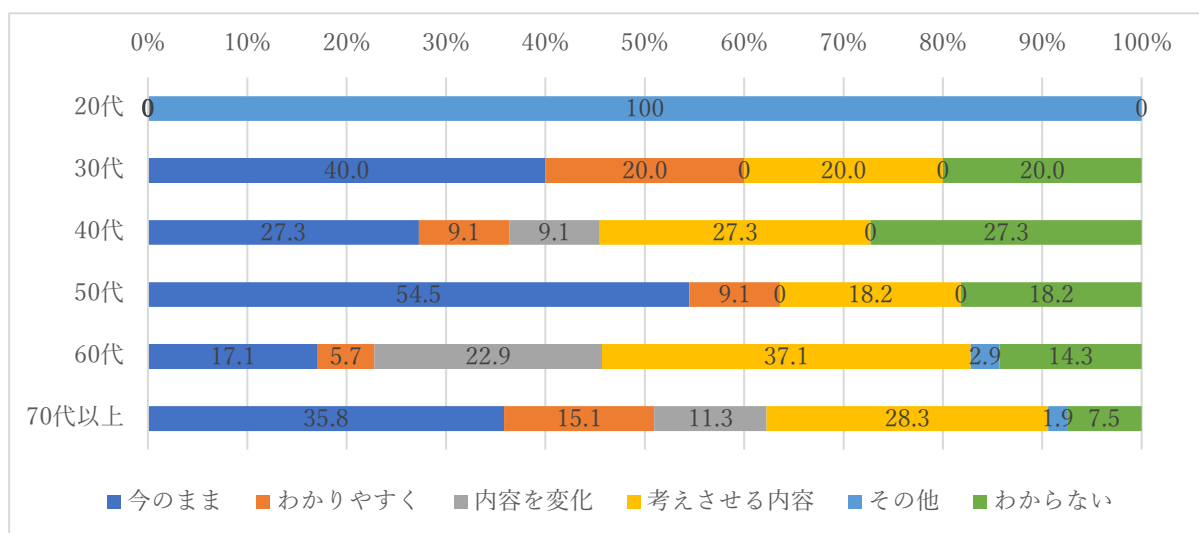
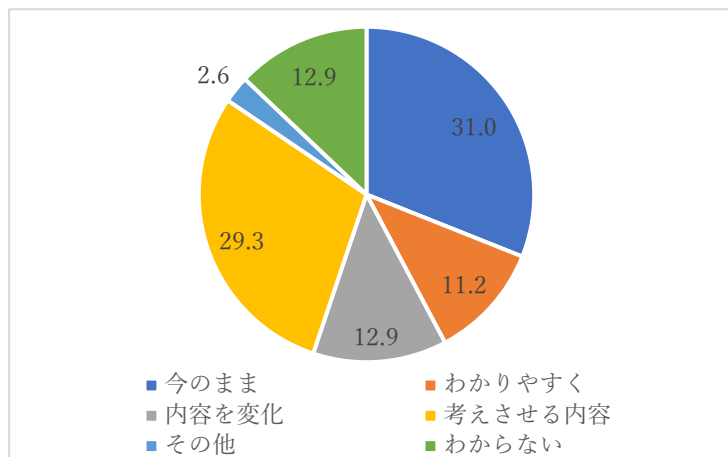
● 講演会などへの不参加の理由



啓発冊子の内容についての設問では、「今のままで」が 31.0%、「考えさせる内容」が 29.3%、「わかりやすく」が 11.2%でした。地区学習会や講演会などの内容についての設問では、「今のまま」「同じ内容にならない」「時間場所の工夫」が

19.2%で続いて「やさしい内容」11.5%でした。

● 今後、啓発冊子をどのような内容にすれば良いと思いますか



人権が尊重される社会の実現のためには、さまざまな人権問題を当事者の問題から自分の問題として捉えることが重要であり、自分の人権と同様に他の人々の人権を尊重する人権共存の視点で啓発活動を推進し、社会全体で取り組む必要があります。

人権教育・啓発の充実に向け、町民参画の視点を踏まえた上で、情報化社会における適切な情報提供のあり方や、すべての世代の町民参加を促進するための方策について、十分検討していくことが求められています。

児童・生徒に対しては、学校教育における人権問題に関する9か年を見据えた実践的・体験的な学習を通じて、人権意識を高めていくことが不可欠です。そしてその実践を担う教職員に対しては、特に若年層の教職員について、人権問題への理解・認識を深める研修機会を提供することが求められています。

行政と学校、地域が連携した、より効果的な人権問題学習機会の提供と実践が求められています。

Ⅱ 基本計画の目標と体系

1 基本計画の目標

人権教育・啓発があらゆる場や機会で行われ、さまざまな人権問題について自身や身近な人の問題として理解を深め、互いに個性を尊重し、互いの違いを認め合い、共に支え合える行動をとることができるよう、この基本計画の目標を次のように掲げます。

「笑顔あふれる人権尊重のまちづくり」

2 基本的な方向

町民一人一人が互いの個性を尊重し、互いの違いを認め合い、共に支え合うことを通じて、豊かな人権文化が定着するよう、人権教育・啓発を推進します。目標である「笑顔あふれる人権尊重のまちづくり」の実現のため、施策の基本的な方向を以下のとおり掲げます。

【人権尊重のまちとは】

- ①人権とは何かを学び、さまざまな人権課題を自分のこととして考え、行動するまち
- ②一人一人がかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮できるまち
- ③異なる考え方を排除するのではなく、誰もが尊厳を持った生活ができるまち
- ④困難があっても支え合い、共感し、人間関係がつながり合うまち

（１）身近な問題としての人権教育・啓発の推進

人権を尊重する社会を実現するためには、町民一人一人が人権の意義や人権尊重の必要性について理解することが必要です。

意識調査の結果を見ると、「基本的人権」の認知度は高く、また「あらぬうわさ、悪口、かげ口などを言われた」「名誉などを傷つけられた」「職場での不当な待遇」といった身近な人権侵害の経験を有する町民が少なからず存在することがわかりました。また、インターネットによる人権侵害、障がいのある人などの人権問題への関心が高く、高齢者・女性・子どものいじめ・虐待など、人権問題が身近な問題として町民に捉えられています。その一方で、部落差別に関する問題（同和問題）については表面化しにくい面があり、特に「結婚への反対」の問題など、実態として解消されていない状況にあることがわかりました。

このように、人権問題は身近な問題であるだけでなく、町民生活のあらゆる場面で適切な対応が求められる問題であることから、町民の意識格差が大きいことへも配慮しながら人権教育・啓発を進めます。

（２）交流を促し、地域づくりをめざす人権教育・啓発の推進

人権を尊重するまちづくりの主役は、社会を構成する町民一人一人です。町民同士が支え合い、これまで築き上げてきた地域のコミュニティを基礎に、町民と行政が協働して人権尊重の社会づくりに取り組むことが求められています。

町民一人一人が人権尊重についての認識を共有し、さまざまな問題を解決していくため、地域の力を活かす人権教育啓発を推進します。人権が尊重される社会は、人権についての町民一人一人の学びが日常生活において具体的な態度や行動に活かされる社会であるといえます。

すべての町民がいつでも、どこでも、誰もが人権問題について学び、そして身近な問題として取り組めるような環境づくりに努めます。

町民一人一人が相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力しなければなりません。さらに、町民が人権問題に直面したときに、問題の解決に向けて適切な対応が図られるように、関係団体・機関の連携が必要となります。

このため、人権問題の解決へ向けて、日常的で継続した町民と行政の協働の取組を可能とする人権教育・啓発の推進を目指します。

（３）変化する社会に対応するための人権教育・啓発の推進

国際化が進むこれからの社会においては、異なる文化・考え方を排除するのではなく、その違いを認め、互いに理解し合うことで、共存し、新しい価値観を生み出していくという考え方が必要です。

しかし、現実の社会は多面的な要素が幾重にも折り重なり、情報はメディアやインターネット、SNSなどを介し瞬時に伝達され、溢れ、混沌としています。この中で自らの存在を維持しようとするならば、変化する社会について考えることを意識するような啓発活動が重要になります。

人それぞれの違いを理解し、多様性を認め合う心を育み、連帯を深め、共に生きる豊かな人間関係を築くことができる社会を目指します。

3 施策の体系

目 標	基本理念			分野別の施策推進
笑顔あふれる人権尊重のまちづくり	人権が尊重される心豊かな社会をつくる	一人一人がかけがえのない存在として尊重される社会を目指す	すべての人に対する偏見や差別のない社会を目指す	1 部落差別（同和問題） (1) 9 か年を見据えた学校教育での推進 (2) 社会教育での推進 (3) 住民や企業に対する啓発活動の推進 2 女性 (1) あらゆる機会を捉えた男女共同参画に関する広報・啓発の推進 (2) 学校教育における男女共同参画の充実 (3) 固定的な性別役割分担意識の解消やDVなどの暴力を防止するための教育・啓発の推進 3 子ども (1) 児童虐待やいじめ等の問題に学校、家庭、地域が連携した取組 (2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (3) 子どもの人権が尊重される社会の推進 (4) 乳幼児の健康教育の推進 (5) 要保護児童への対応など、きめ細かな取組の推進 4 高齢者 (1) 高齢者がいきいきと活躍でき、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりの推進 (2) 高齢者の人権に関する教育・啓発の推進 (3) 認知症に対する町民の正しい理解促進 5 障害のある人 (1) 障がいについての正しい理解と認識のための啓発推進 (2) 障がいのある人の自立と社会参加の促進・啓発 (3) 障がいのある人の差別解消と権利擁護の推進 (4) 生涯の有無なく住み馴れた地域で安心して暮らせる共生社会の推進 6 外国人 (1) 異文化を理解し尊重するための教育・啓発 (2) 学校等における国際理解教育及び外国籍を有する児童・生徒への教育の推進 (3) 外国人への情報提供と相談体制の整備 7 HIV感染者・ハンセン病患者等 (1) 感染症について正しい理解と認識のための啓発活動 (2) 偏見や差別を解消するための教育・啓発 8 犯罪被害者等 (1) 犯罪被害者等の状況等に対する理解を深めるための啓発活動 9 インターネットによる人権侵害 (1) インターネットなどを介した人権侵害防止に向けた啓発 (2) 学校におけるインターネットに関する教育 10 性的少数者 (1) 性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくす教育・啓発 11 さまざまな人権課題 (1) 人権問題の正しい知識の教育・啓発

Ⅲ さまざまな分野における人権問題の課題と施策

1 部落差別に関する問題（同和問題）

【現状と課題】

同和問題（部落問題）は、わが国固有の人権問題であり日本国憲法が保障する基本的人権にかかる重大な社会問題です。

福岡県は、全国最多の同和地区が散在し旧産炭地域には、その歴史的・社会的事情から多くの同和地区が形成され、本町では、同和対策の積極的な推進に努めてきました。

その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備には一定の成果が見られますが、差別意識の解消には至っていない状況です。

こうした中、国では2016年（平成28年）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が、県では2019年（平成31年）に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

この法律では「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落差別の解消についての基本的理念を掲げ、相談体制の充実や教育・啓発に関し国の責務や地方公共団体の努力義務を定めています。

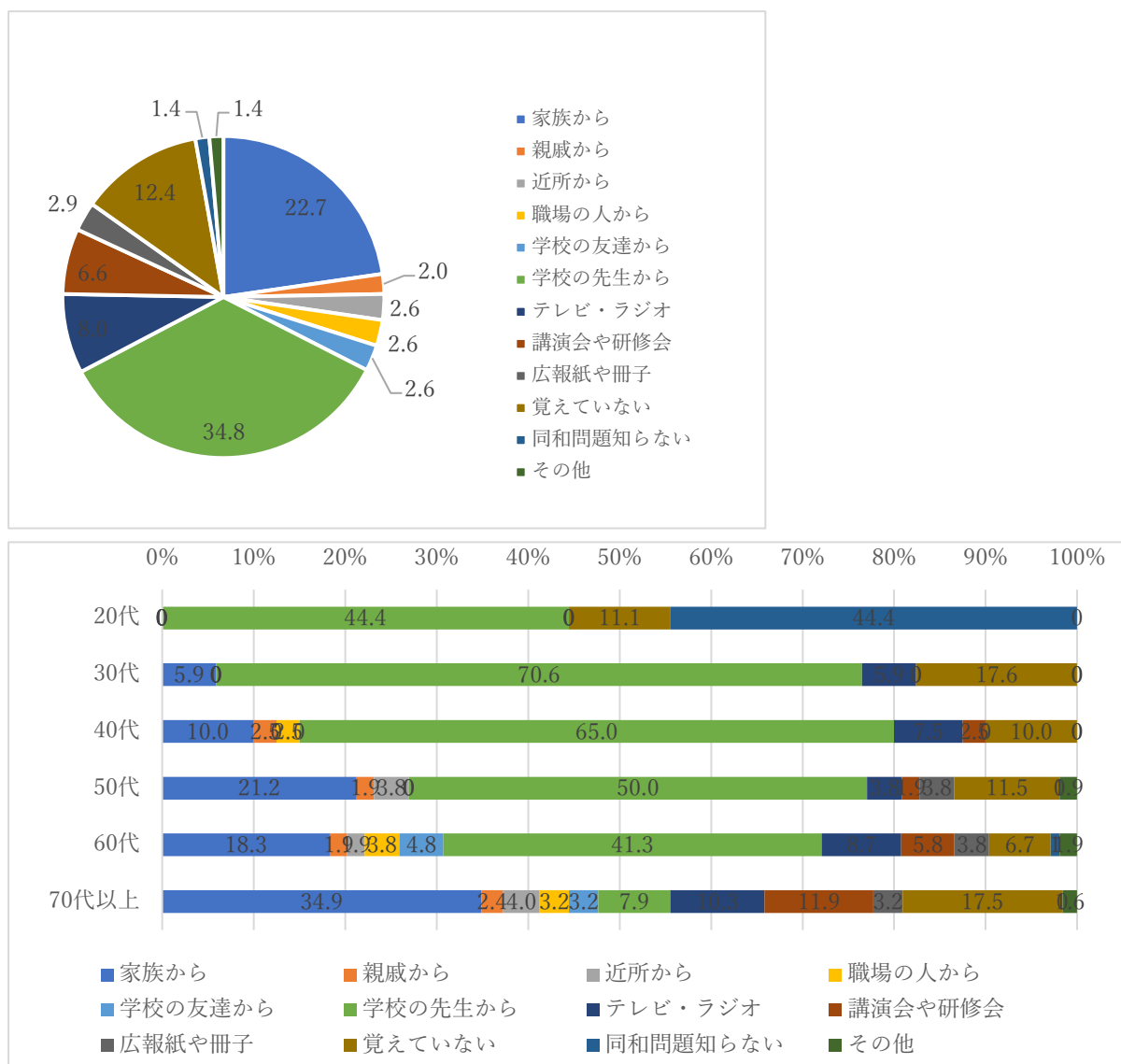
しかし、近年ではインターネットの普及によって、SNS上で個人や地域、団体を誹謗中傷する書き込みや、被差別部落（同和地区）の所在地を流布するなどの問題が発生し、その匿名性と情報の拡散性から、部落差別問題は一層深刻な状況となっています。

鞍手町では、1996年（平成8年）に制定した「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を2020年（令和2年）に「鞍手町部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に改正し、この条例の目的である「部落差別をはじめ障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、もって差別のないまちづくりを実現する」よう行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めることとしています。

令和5年度に実施した人権に関する町民意識調査の中で、「同和問題について初めて知ったきっかけは何からですか」という設問では、「学校の先生から」が34.8%、「家族から」が22.7%となっていました。また、「同和問題を知らない」と回答した人は、全体で1.4%いることが分かりました。

年齢別に見ていくと、20代、30代、40代、50代では「学校の先生から」と回答した人が最も多く、70代以上では「家族から」が34.9%、また、20代では「同和問題を知らない」と回答した人が40%以上と高い数値を示していることが分かりました。

●あなたが、同和問題について、初めて知ったきっかけは何からですか

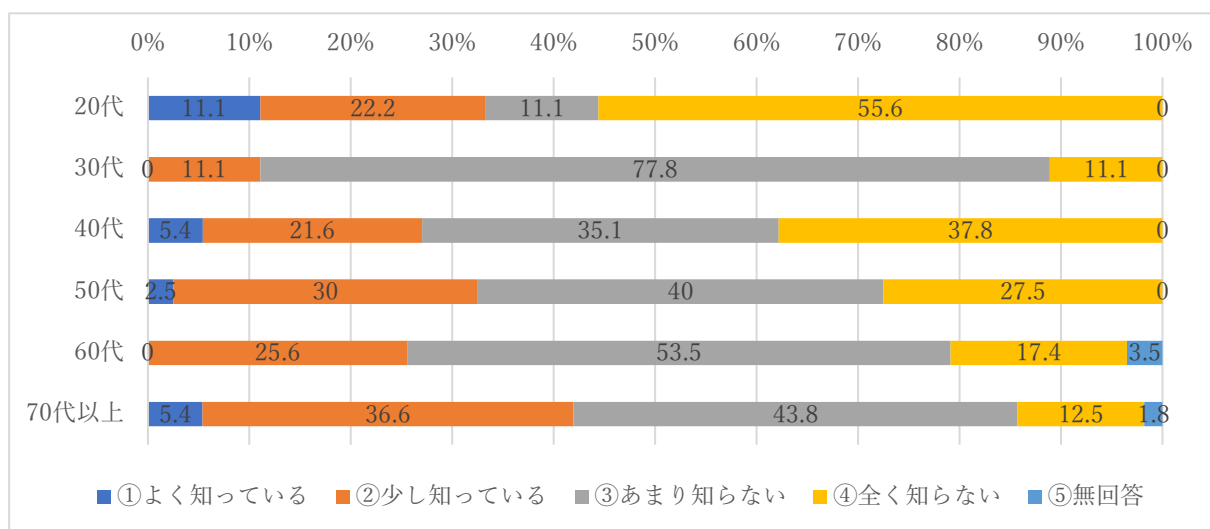
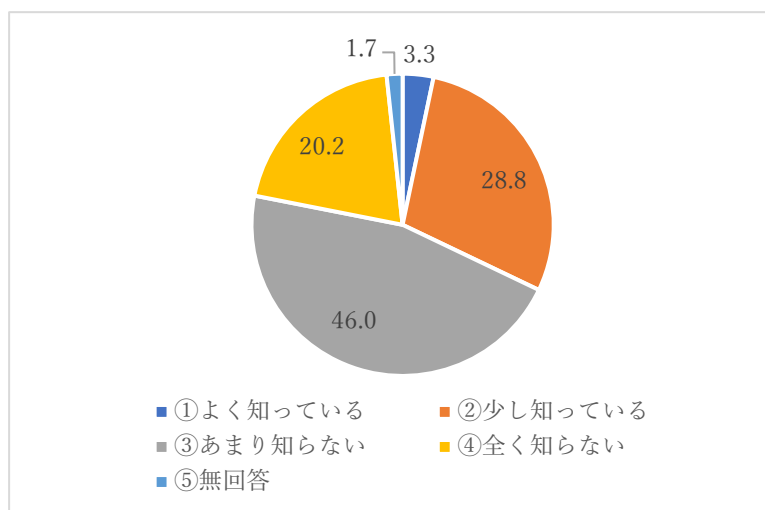


また、「部落差別解消推進法等の法律や条例についてどの程度知っていますか」という設問では、「全く知らない」と「あまり知らない」を合わせた合計は、32.1%と66.2%以上が知らないことが分かりました。

また、年齢別にみると、30代が「あまり知らない」、「全く知らない」を合わせて88.9%、「全く知らない」と回答した20歳代の割合が55.6%と最も高く、30代と60代は「よく知っている」と答えた人が全くいませんでした。さらに、20代が「よく知っている」が11.1%と最も高い結果が出ました。

このことは、2016年にこの法律が制定されたため、学校で「部落差別の解消の推進に関する法律」を習っていない年代があることが考えられます。今後、人権教育に注力するとともに、若い世代に向けた効果的な啓発が必要です。

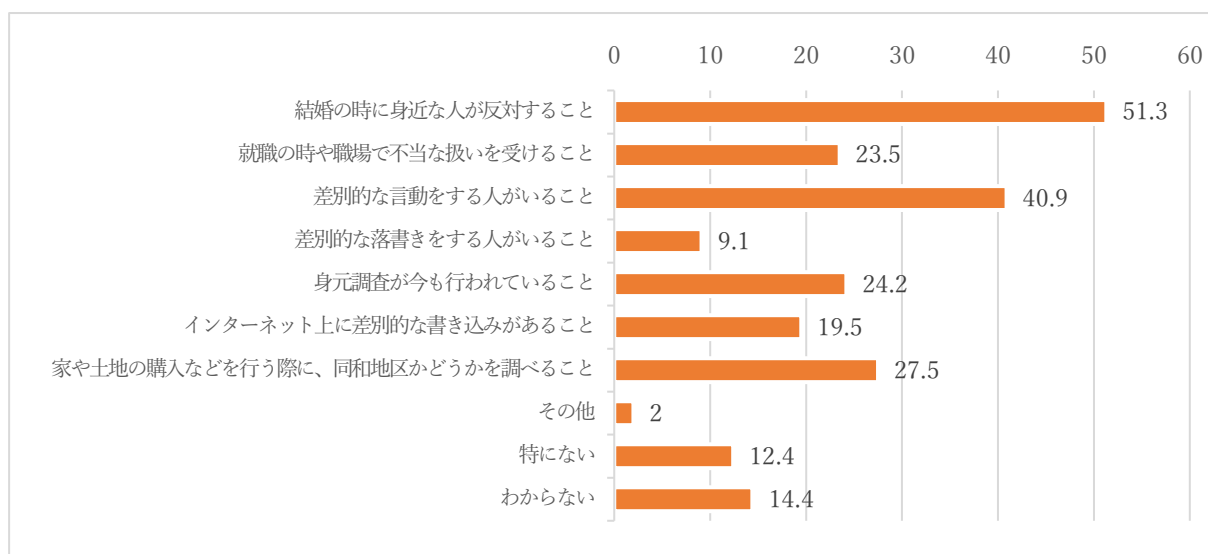
● 部落差別解消推進法等の法律や条例についてどの程度知っていますか



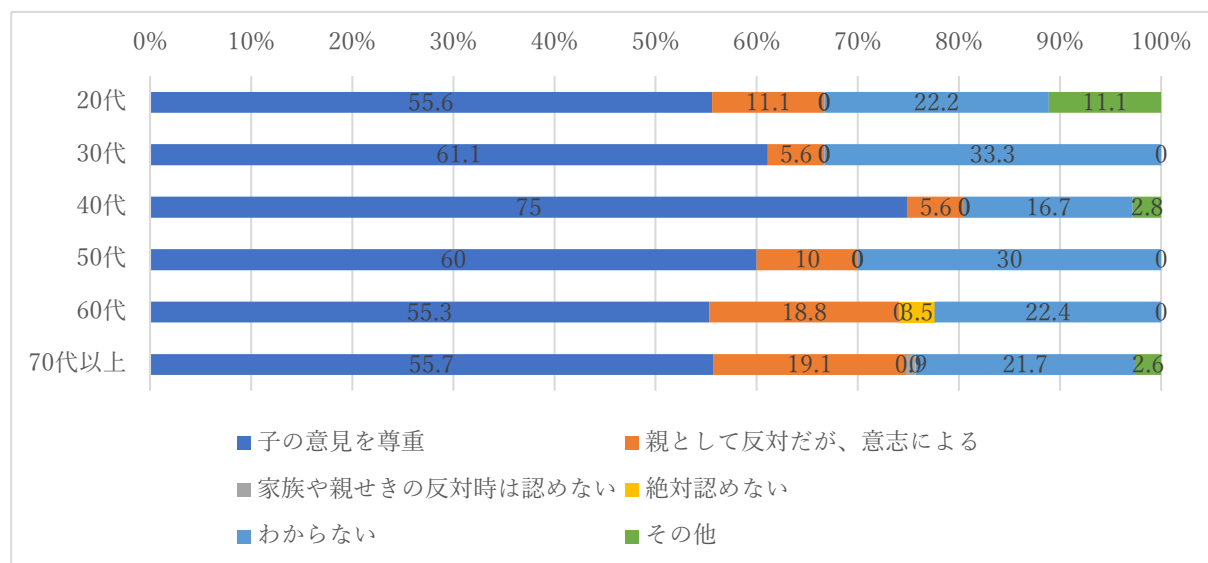
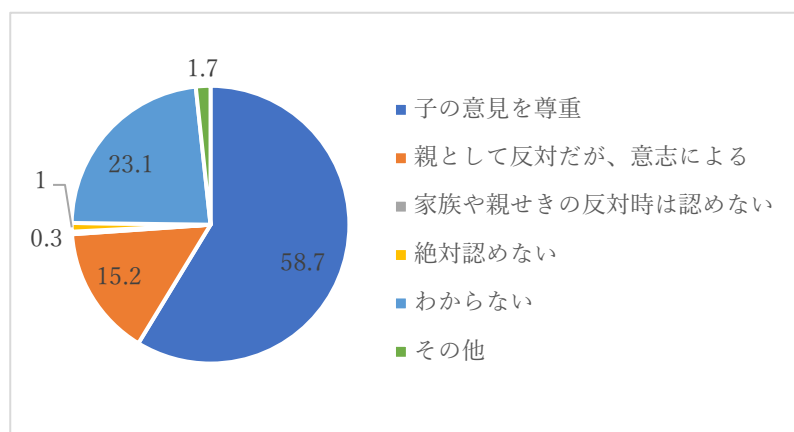
また、「同和問題に関してどのような人権問題が起きていると思いますか」という設問で、「結婚への反対」は、県民意識調査では 59.8%で、本町では、51.3%でした。結婚問題が根強く残っていることがうかがえるものの、「お子さんの結婚相手が同和地区出身者と分かった場合どうしますか」の問いに対して、「子どもの意見を尊重する」の回答が県民意識調査では 52.8%で、本町は 58.7%でした。

「差別的な言動の認知」は、本町では、40.9%で県民意識調査では、41.7%でした。今後も幅広い世代に対し、人権教育や人権啓発を継続していくことが肝要です。

● あなたは、同和問題（部落差別）に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。



● あなたは、お子さんの結婚相手が、同和地区出身者だとわかった場合どうしますか。



【施策の基本的な方針】

鞍手町人権・同和教育研究協議会で培われてきた同和教育・啓発の成果と課題を踏まえつつ、諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。施策の推進にあたり、家庭・学校・地域・職場・行政・町民団体との連携・協働を強化し、効果的な教育・啓発に努めます。

（１）学校教育での推進

- ①義務教育 9 年間を見据えた「部落問題学習各学年つながり案」を実践し、児童生徒の発達段階や地域の実態を踏まえた教育内容の工夫・改善を図っていきます。
- ②計画的・効果的な人権・同和教育を推進するため、教育活動全体を通じた取組を進めます。
- ③鞍手町人権教育地元教材と「かがやき」「あおぞら」「あおぞら 2」等を効果的に活用します。
- ④部落差別の解消に向けた教職員の正しい認識を培う研修の充実を図るとともに、児童生徒への効果的な指導が行われるよう指導力の向上に努めます。
- ⑤人権が尊重される学校づくりを推進します。

（２）町民に対する啓発活動の推進

- ①子どもから高齢者までの幅広い層を対象に、人権問題地区学習会等において人権問題に関する多様な学習機会を提供します。
- ②人権教育学級を通じて、地域の指導者の育成に努めます。
- ③福岡県同和问题啓発強調月間や人権週間において、部落差別に関する問題をはじめとするさまざまな人権課題をテーマとした講演会などに、創意工夫した内容を継続して実施することにより、町民に対する啓発活動を推進します。
- ④町民啓発の手法としては、町、町教育委員会、町人権・同和教育研究協議会が実施母体となり講演会や街頭啓発、啓発冊子等の作成、研修など各種啓発事業を積極的に推進します。

（３）企業に対する啓発活動の推進

- ①事業者や事業者団体に対する啓発に努めます。
- ②啓発資料の提供等を通じて、職場での研修等を支援します。

2 女性の人権に関する問題

【現状と課題】

女性の人権尊重・地位向上を目指した国の取組は、世界と連動して進められ男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながっています。

国連が 1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」として以降、1979 年（昭和 54

年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が、1993(平成5年)に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されるなど、女性の地位向上に向けたさまざまな取組が各国で進みました。

わが国では、1972年(昭和47年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)が施行され、1987年(昭和62年)には、「新国内行動計画」が、1996年(平成8年)には「男女共同参画2000年プラン」が策定されたほか、1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。2000年(平成12年)には、この法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、現在は、2020年(令和2年)に策定された「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、取組が進められています。

これを受けて、福岡県では、2001年(平成13年)に「福岡県男女共同参画推進条例」が施行されました。

2013年(平成25年)には「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設され、さらに、2019年(平成31年)には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が制定されました。

本町では、2006年度(平成18年度)と2007年度(平成19年度)の2年間の文部省の委託事業により男女共同参画をテーマに協議会を設置しました。

この協議会は、町内の主要な女性団体の代表者によって構成し、2006年度(平成18年度)は、女性の人権と男女共同参画についての基礎的な研修や先進地の情報収集などを行いました。2007年度(平成19年度)には、国や県で制定された法律や条例、そして計画についても調査し、2008年(平成20年)には「鞍手町男女共同参画推進条例」の施行並びに「鞍手町男女共同参画基本計画」の策定により、計画の実効性を図るため推進状況を把握しながら社会情勢や環境の変化などを考慮し必要に応じて見直しを行っているところです。

また、すべての人の人権が保障され男女が共に喜びも責任も分かち合える「男女共同参画社会」の実現を目指して、講演会・研修会などさまざまな啓発活動を行っています。

町民意識調査で、「女性に関して人権上問題があると思われるのはどのようなことか」を尋ねたところ、「男女の固定的な役割分担意識等を押しつけること」を挙げた人が本町では55.8%と最も多く、県民意識調査では50.4%でした。次に「職場における男女の待遇の違い」と回答した人が本町では52.2%で、県民意識調査では50.7%と続きました。また、「職場におけるセクシャル・ハラスメント」と回答した人が、本町では38.4%で、県民意識調査では35.8%でした。

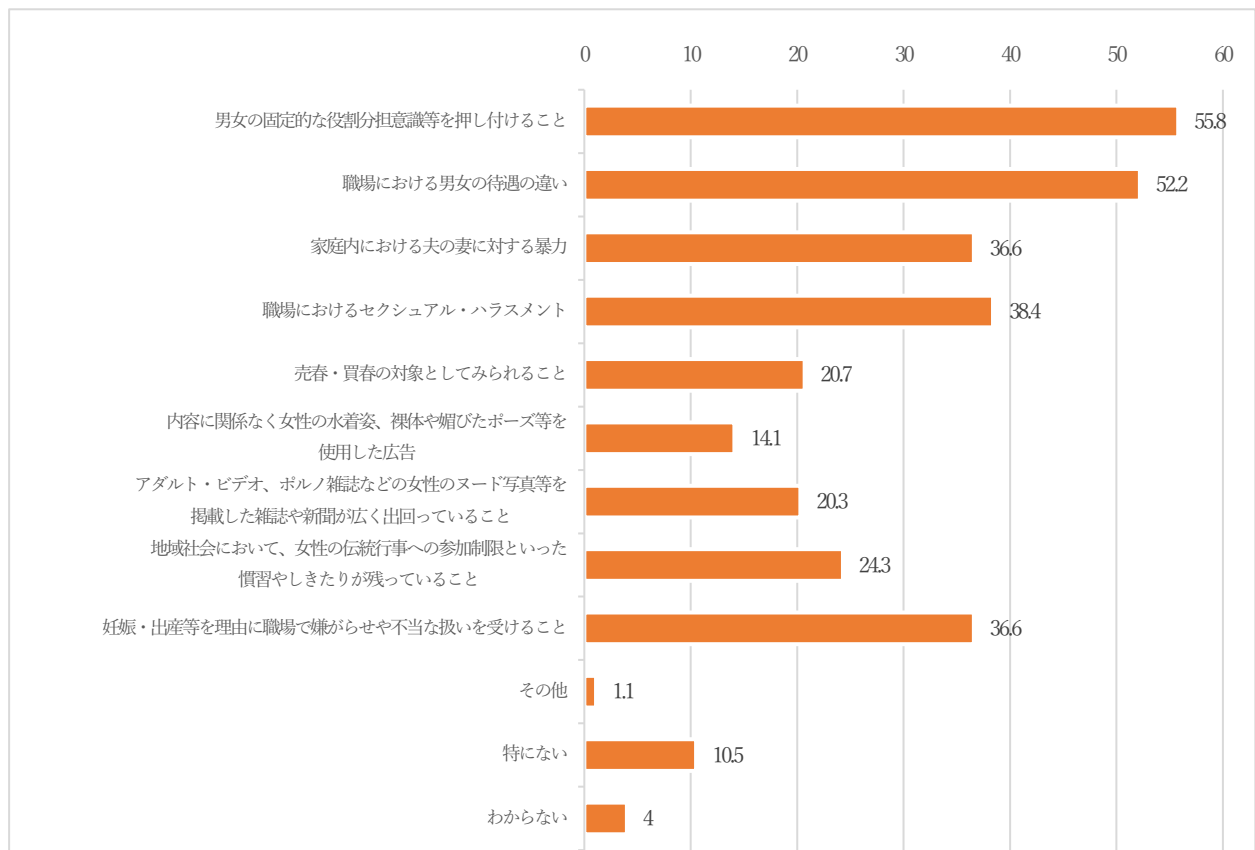
「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担に基づく慣行や習慣は、さまざまな分野にまだ根強く残って女性の参画を阻む要因の一つとなっており、男女平等についての正しい認識と理解を広げていくことが必要です。

よって、人が性によって差別されることなくその人権が尊重される男女共同参画社会の実現に向け、女性がさまざまな分野に参画していくための条件整備を図

るとともに、人権教育・啓発を進める必要があります。

さらに、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等、女性に対する人権侵害についても社会全体で取り組むべき課題になっています。また、このような人権侵害は、女性だけでなく男性や性的少数者など多様な被害者が存在することをふまえ適切な支援が必要です

●あなたは、女性に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか



【施策の基本的な方針】

男女の人権が平等に尊重され、かつ男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って共に自立し支え合い、個性や能力を発揮できる社会を築き上げていくことが重要です。

「鞍手町男女共同参画推進条例」が定める基本方針に則り、本町における男女共同参画社会の実現に向けて、女性問題の解決に積極的に取り組んでいくことが重要です。

そのためにあらゆる機会をとらえて男女共同参画に関する啓発を行い女性活躍の推進、女性に対する暴力の防止、相談窓口・相談体制の充実を図り、男女共同参画について理解を深めるための研修を実施します。

(1) あらゆる機会をとらえた男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

- ① 広報紙や町のホームページ等を活用した啓発を推進し、国・県の取組についても積極的に情報収集・提供を行います。
- ② 家庭や地域、職場等での男女の役割に偏りがある意識や風潮を見直すため、男女共同参画の視点に立った啓発を行います。
- ③ 政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等への女性委員の登用推進及び女性リーダーの育成に努めます。

(2) 学校教育における男女共同参画意識の推進

- ① 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動や日常的な学校生活のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った指導を行います。
- ② 発達段階に応じて性に関する教育を行い、性差に対する正しい認識を促すために体系的な取組を推進します。
- ③ 育児・介護の意識などを高めるための体系的な学習の推進を図ります。

(3) 事業所に向けた男女共同参画についての啓発の推進

- ① 性別にかかわらず、職場で能力を発揮できるように、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の遵守について、事業所への啓発を図ります。
- ② 子育てや介護中も就業を継続できるよう、事業所に対して育児・介護休業法の遵守と活用についての啓発を図ります。
- ③ ワーク・ライフ・バランスについて、職場における教育・啓発の働きかけを行うとともに、理解を深めるための情報提供等を行います。
- ④ セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の職場でのハラスメントを防止するため、事業主の認識を高めるための啓発を推進します。

(4) DV（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進

- ① DVの根絶に向けた啓発を推進します。
- ② 相談窓口の周知及び関係機関と連携した相談支援の充実を図ります。

3 子どもの人権に関する問題

【現状と課題】

子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。子どもも一人一人が基本的人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組んでいくことが必要です。

世界中で起きている児童虐待や強制労働・少年兵士として強要されている等の問題から、国連は1979年（昭和54年）に「国際児童年」を制定しました。また、1989年（平成元年）には「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を定め、子どもの権利を守ることを努力義務としました。

わが国は、子どもに影響を及ぼす全ての事項について、子ども自身が自由に意見を表明する権利「意見表明権」が保障され、子どもの意見を「尊重」し「考慮」する義務を大人や社会に求めた「子どもの権利条約」を1994年（平成6年）に批准してから30年以上が経過し、この間、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化してきています。

しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。2012年（平成24年）には子ども・子育て関連3法が成立し、幼児教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が2015年度（平成27年度）からスタートしました。

また、2016年（平成28年）に児童福祉法が改正され、増加する児童虐待を防ぐため2000年（平成12年）には「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。さらに、学校での深刻化するいじめ問題に対して、2013年（平成25年）「いじめ防止対策推進法」が制定され、また子どもの貧困対策を総合的に推進するため、2024年（令和6年）に「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が改正されました。

2022年（令和4年）には、文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁等が所管していた子どもを取り巻く行政事務を集約する「こども家庭庁」の設置と「こども基本法」が制定されました。

「こども基本法」では、「（1）こどもの個人としての尊重、基本的人権の保障差別的取り扱いの禁止」、「（2）福祉に係る権利と、教育を受ける権利の保障」、「（3）意見表明の機会と社会的活動に参画する機会の確保」、「（4）こどもの意見尊重、最善の利益の優先考慮」、「（5）養育の支援と家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保」、「（6）家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じる社会環境の整備」の6つの基本理念を掲げ、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

福岡県においても1995年（平成7年）に「福岡県青少年健全育成条例」を制定し、2007年（平成19年）には福岡県要保護児童対策地域協議会を設置し、市町村や学校、警察等の関係機関と連携しながら児童虐待防止策を推進してきました。2015（平成27年）に「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」（第1期）を2020（令和2年）には、次世代育成支援対策推進法に基づく「福岡県次世代育成支援行動計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「福岡県子ども・子育て支援事業支援計画」を合わせ持つ計画として一体的に第2期「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定し、子ども・子育て支援の総合的な取組を進めました。

本町では、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として「第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」を策定し諸施策を推進していく中で、子どもを取り巻く環境の整備や教育の充実を進めるとともに、家庭、地域、学校、行政、各種関連団体等の連携によって、子ども一人一人が基本的人権の権利主体であることの理解を進める必要があります。

このほか、非行やいじめの未然防止及び解消、学校不適應の改善を図るためスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問相談員等との連携を強化し児童生徒への支援に取り組むことが求められています。

さらに、情報モラル教育を一層充実することでいじめ解消に向けて自己中心的な考えを克服し、他者を受容することや社会への責任感や公正さの精神を培うことも求められています。

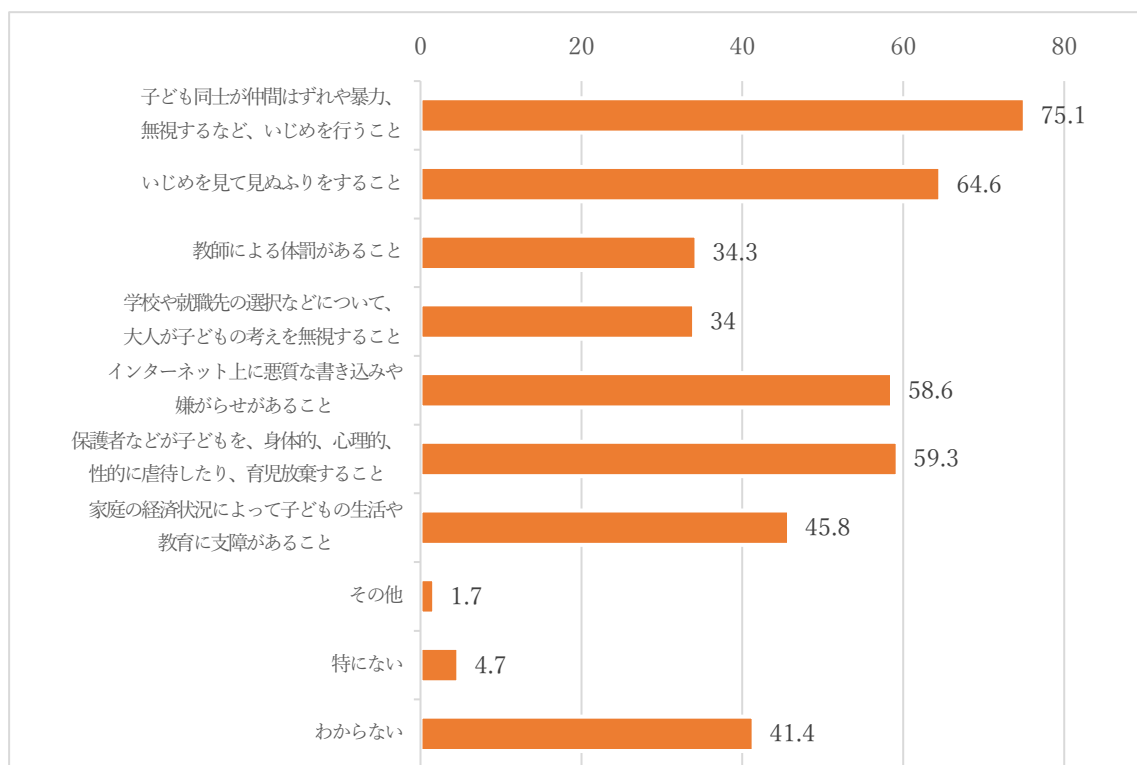
今回の町民意識調査の結果の「子どもに関して、人権上問題があると思われるのは」の設問に対して、「子ども同士が仲間はずれや暴力」と回答した人が、本町では75.1%と最も多く、県民意識調査では54.2%で、次に「いじめを見て見ぬふり」と回答した人は本町では64.6%で、県民意識調査では、50.3%でした。傍観者もいじめに加担していることと、いじめを生まない環境づくりに力を入れていく必要があります。

「保護者などが子どもを、身体的、心理的、性的に虐待したり、育児放棄する」と回答した人は、本町では、59.3%でしたが、県民意識調査では、74.1%と最も高くなりました。また「インターネット上に悪質な書き込みや嫌がらせがある」が、本町では58.6%で、トラブルが発生している例もあるようです。さらに、虐待や育児放棄に関する意識が高く、「家庭の経済状況による生活や教育への支障」と回答した人は、本町では45.8%で県民意識調査では、49.8%でした。

少子化、核家族化などの進行や共働き世帯の増加などは、最も重要な家庭や地域にも大きな影響を与えており家庭と地域とのつながりが希薄化しています。

このような中、子どもに豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他者を思いやる心、人権を尊重する心などを培い社会全般の子育て機能回復など、人権教育の推進が求められています。

●あなたは、子どもに関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



【施策の基本的な方針】

学校においては、国や県の取組と連動して、いじめ、不登校、体罰の問題をはじめ児童生徒の人権を侵害する行為を根絶し、人権尊重精神の高揚を図る教育活動を推進します。

また、社会教育においては、鞍手町青少年育成町民会議等と連携し青少年健全育成の取組を進めるとともに、子どもの問題も人権課題の一つとして家庭、地域、学校、行政、各種関連団体等の連携の重要性について啓発を進めます。

今後「子どもの権利条約」の趣旨について理解を深め子どもの健全育成のために、家庭や地域、学校、行政が一体となって子どもを守り育む取組を推進します。

また、本町においても鞍手町要保護児童対策地域協議会を設置し、学校訪問を教育委員会、福祉、スクールソーシャルワーカー等と連携し実施します。

このようなさまざまな計画に基づいて子どもが健やかにたくましく育まれる環境づくりを進め、児童・母子(父子)福祉や青少年健全育成などの充実を図ります。

(1) 子育てをする親に対しての支援

①乳幼児全戸訪問

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切

なサービスの提供につなげます。

②養育支援訪問

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、出産後間もない時期の育児不安の強い母親、不適切な養育状態にある家庭等児童虐待のおそれやリスクを抱える家庭、養育支援が必要となっている家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言をおこない、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

③実費徴収に係る補助給付

保育所等を利用するにあたって、必要となる文房具等の購入に要する費用について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による助成を行います。

④一時預かり保護

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所に置いて、一時的に預かり、必要な保護を行います。

⑤延長保育

保育認定を受けた子どもについて、保育認定に基づく利用時間以外の時間において、保育所等で保育を実施します。

⑥病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあつて集団生活が困難であり、仕事などの事情で保護者が家庭で保育できないときに、保育所・医療機関に付設されたスペース等において保育及び看護をします。

⑦利用者支援

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

（２）ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人との「相互援助活動」を行います。

（３）子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育を行います。

（４）放課後児童健全育成

就労等により保護者が昼間いない小学生に対して、3カ所の放課後児童健全育成事業所を設置して放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図ります。

（５）子どもの安全確保

子どもを犯罪等の被害から守るために、鞍手町青少年育成町民会議と連携して青色防犯パトロール車巡回等を推進します。

学校警察連絡協議会と連携して安全確保に努めます。

（６）要保護児童への対応など、きめ細やかな取組の推進

①鞍手町要保護児童対策地域協議会を中心として、体罰によらない子育てを推進し、児童虐待防止のための啓発活動を推進します。

②学校・家庭・地域において「支援を必要とする子ども」を早期に把握し、迅速かつ的確に対応するための啓発活動を進めます。

（７）子どもの人権教育・心の教育

①学校等や家庭・地域が連携して子どもたちの「生きる力」を育むきめ細やかな教育を推進し、人権意識の高揚を図ります。

②人権を大切に作る心を育てる保育・教育の実践のため、教職員等の人権感覚を豊かにするための研修を実施します。

③一人一人の子どもに対する理解を深め、きめ細やかな指導を行うことの重要性及び体罰禁止の周知徹底を図ります。

４ 高齢者の人権に関する問題

【現状と課題】

国連は、高齢者の自立・参加・ケア・自己実現・尊厳の５項目を実現するために、1991年（平成３年）に「高齢者のための国連原則」を採択し、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」に制定しました。

わが国では、高齢社会対策の基本的枠組みとして、1995年（平成７年）に「高齢社会対策基本法」を制定し、同法に基づいて、1996年（平成８年）に「高齢社会対策大綱」が策定されて以降、経済社会情勢の変化を踏まえて３度の見直しが行われました。さらに、2006年（平成18年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、2016年（平成28年）に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」がそれぞれ施行されています。

福岡県では、1993年度（平成５年度）に「福岡県高齢者保健福祉計画」を策定し、保健福祉サービスの目標量を定め、総合的にサービスを提供できる体制づくりに努めてきました。その後、介護保険制度の創設などを踏まえた見直しを重ねるなど、現状や課題、ニーズを踏まえて３年ごとに見直しを行っています。

本町では、2000年（平成12年）からの「鞍手町高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が健やかで心豊かな生活を送ることができる活力ある地域社会の構築を目指しており、現在も高齢者の保健福祉を推進しています。

本町では、2020 年（令和 2 年）の国勢調査において高齢者人口（65 歳以上）の割合が、39.3%と 2010 年（平成 22 年）の調査時から 10 年間で 10 ポイント以上の増となり、高齢者人口の割合は急速に高まっています。このため、介護や医療が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」が構築されました。

高齢者に対する虐待は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく財産や生命までも危険にさらす重大な人権侵害です。町民の意識を啓発し、虐待の防止を図るとともに、高齢者や養護者に対する相談窓口の周知や高齢者の虐待防止に対応する体制を構築し、取り組んでいます。

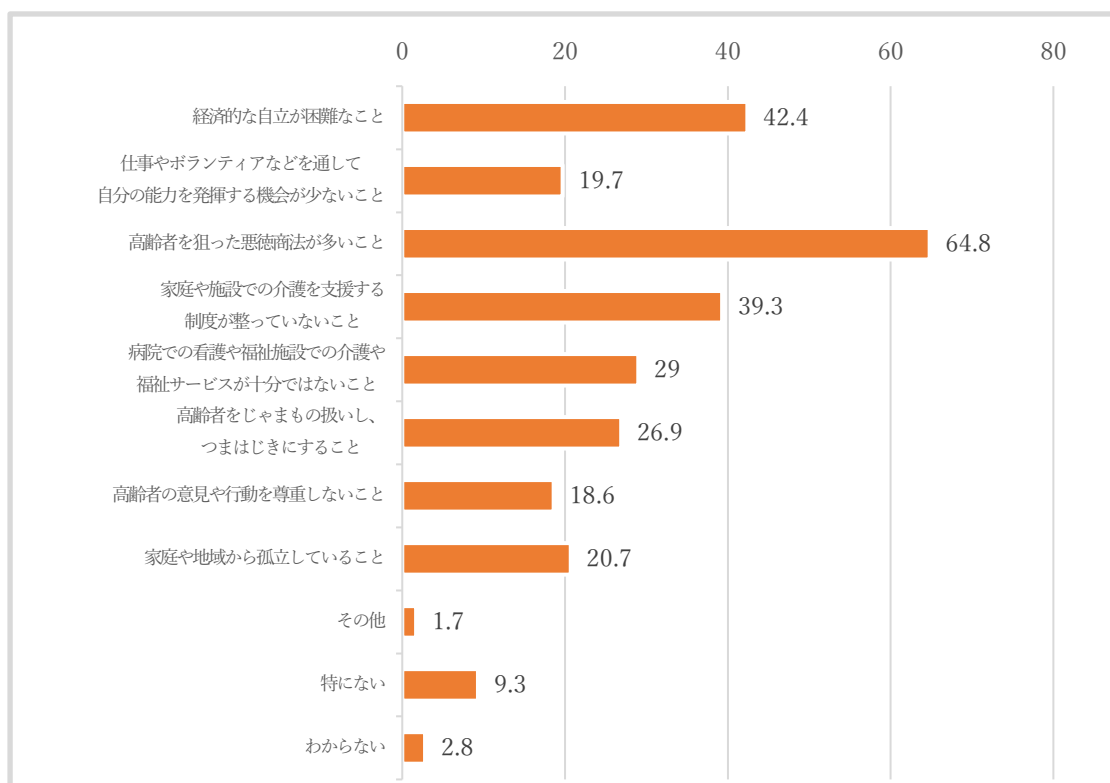
また、高齢者を狙った悪徳商法や詐欺などが多く発生しており、その手口も悪質化・巧妙化しているため、消費者トラブルに巻き込まれる高齢者が増加しています。

判断能力が衰えたり認知症になったりしても、個人の尊厳を尊重されながら地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用の促進など高齢者の権利を擁護するとともに、認知症の人を支える地域づくりを進めることが必要です。

町民意識調査で、「高齢者に関して人権上問題があると思われるのはどのようなことか」を尋ねたところ、「高齢者を狙った悪徳商法が多い」が本町では 64.8%で最も多く、県民意識調査では 55.5%でした。次に「経済的な自立が困難なこと」が本町では 42.4%でした。「高齢者を狙った悪徳商法」が最も高い数値を示しているのは、全国的に振り込め詐欺などが後を絶たないことによる関心の高まりを示しているものと考えられます。

また、「家庭や施設での介護を支援する制度が整っていないこと」が本町では 39.3%で、県民意識調査では、49.3%となっており、将来の不安を感じていると考えられます。

●あなたは、高齢者に関して、人権上問題があると思われることはどのようなことですか。



また、全国的に人口は減少傾向にありますが高齢化率は上昇を続けています。超高齢社会を迎え、社会から孤立しているひとり暮らしの高齢者が増えたことや認知症等を背景に、行方不明者やセルフネグレクト（自己放任）、ごみ屋敷、高齢者の孤立死（孤独死）などが社会問題となっています。

【施策の基本的な方針】

基本的人権の主体としての高齢者が、住みなれた地域で可能な限り自立して快適に暮らすことができるよう「鞍手町高齢者保健福祉計画」を推進して高齢者福祉の充実に努める中で、より一層の教育・啓発の取組により、高齢者の人権についての理解を進める必要があります。

また、他世代に比べ時間に余裕があることが多く、まだ健康で働きたい、これまで培ってきた知識・経験を生かして社会参加したい、あるいは、学習活動を通して知識を広げたいという高齢者も多いことから、就業の場や社会参加の場の提供や生きがいを持って生活できる環境づくりに取り組む必要があります。このため、サービスを利用しやすい環境づくり、地域生活支援体制の整備、虐待防止と権利の擁護等、より一層の取組を推進します。

（１）高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な推進及び重症化予防

健康づくりや介護予防の機会提供を進めるとともに、町民が主体的に健康づくりに取り組めるような支援を推進します。

高齢者等の心身の多様な課題に対応するために、医療、介護、保健等のデータ分析を行い、きめ細かな支援に向け高齢者の保健事業等を実施する関係機関と連携強化を図ります。

（２）自立生活支援の推進

- ① 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続け、居宅においても快適で自立した生活が営めるよう高齢者福祉サービスを推進します。
- ② 高齢者の健康増進や介護予防を推進するとともに、介護が必要になっても、地域でのくらしを維持できるように取り組みます。

（３）生きがいづくり・社会参加活動の推進

- ① 高齢者一人一人が生涯にわたって社会を構成する一員として尊重され、生きがいを持ち、社会参加の機会にも恵まれ、健やかで充実した生活を営むことができる社会を支援します。
- ② 高齢者の介護や支援に携わる職員や家族に対して、高齢者の人権に関する教育・啓発の推進に努めます。
- ③ 高齢者の生きがいに対する考え方の変化・多様性を踏まえながら、高齢者の豊かな経験・知識・技能等を社会に活かしていくために、地域活動等への参加を促進します。
- ④ 生きがいづくりや健康づくり、家庭での閉じこもりを防止するため、老人クラブ連合会等の活動を推進します。

（４）認知症支援施策の推進

- ① 住民への認知症の正しい理解と認知症等の権利擁護の充実の普及・啓発に努めます。
- ② 認知症高齢者等及び家族に対して、保健・医療・福祉・介護・地域が連携し一体的に支援します。
- ③ 認知症高齢者のひとり歩き等による行方不明や事故への遭遇防止のため関係機関と連携を進めます。

（５）地域包括支援センターの充実

- ① 地域包括センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員による専門職を中心として、高齢者の相談に対応する総合相談業務、権利侵害の予防や対応、町内の介護支援専門員の資質向上を図り、高齢者が地域で自立した日常生活ができるよう支援します。
- ② 医療機関、介護サービス事業所、地域ボランティア、民間事業者等、関係機関と連携し、高齢者を支える地域づくりを推進します。

（６）高齢者との世代間交流の推進

- ①学校・社会教育において、あらゆる世代間の交流に努めます。
- ②介護・福祉体験の取組や高齢者との交流活動を通じて、高齢者への理解を深めます。

（７）安心して暮らせるまちづくりの推進

- ①住み慣れた地域で生活していくために、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが連携を図りながら、地域包括ケアシステムを推進します。
- ②道路や公共施設等の環境整備において、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進を図り、住み慣れた地域で安全に、安心して生活できるように努めます。
- ③民生委員などの地域住民や地域住民と関わりを持っている事業所と連携し、見守り体制を推進します。
- ④高齢者を狙った特殊詐欺などを未然に防ぐために広報啓発や情報提供を行います。

（８）高齢者の権利擁護の推進

- ①高齢者の財産や権利を守るため、成年後見制度について相談しやすい体制を推進します。
- ②高齢者の虐待を未然に防止するため、啓発を実施し、虐待対応を迅速に行えるよう取り組みます。

５ 障がいのある人の人権に関する問題

【現状と課題】

障がいや障がいのある人への誤解・偏見、社会的障壁の存在により障がいのある人の自立及び社会参加が妨げられている状況があります。

障がいのある人の人権に関する大きな動きとして国連は、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とし、1983年（昭和58年）に「国連障害者の10年」が始まりました。また、2006年（平成18年）に国連で「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国は、2014年（平成26年）に批准しました。

わが国においては、1970年（昭和45年）に「障害者基本法」が施行され、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する、共生社会の実現を目指してきました。また、2006年（平成18年）には「障害者自立支援法」の施行に伴い、障がい福祉制度が大きく変わり、障がいを持つ人々に対する地域生活支援体制の強化がこれまで以上に求められるようになりました。

2011年（平成23年）に「障害者基本法」が改正され、「障害者の権利に関する条約」における「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

その後、障害者虐待防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、障がいのある人の権利利益を擁護することを目的に、2012年（平成24年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

2013年（平成25年）には、従来の「障害者自立支援法」を改正する形で「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障害福祉サービス等の提供が進められています。なお、同法は、3年をめぐり見直すこととされ、2018年（平成30年）と2021年（令和3年）に改正が行われています。

また、2015年（平成27年）には「難病の患者に対する医療等に関する法律」、2016年（平成28年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。この障害者差別解消法は、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供によって、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

福岡県では、1982年（昭和57年）に「福岡県障害者福祉長期行動計画」を策定し、現在は2021年度（令和3年度）に計画期間を6年間とする「福岡県障がい者長期計画（第3期）」を策定して取組を進めています。

本町においても、ノーマライゼーションの理念の下に2021年（令和3年）に「第3次鞍手町障がい者計画」「第6期鞍手町障がい福祉計画」「第2期鞍手町障がい児福祉計画」を策定し、これに基づく諸施策を推進して障がい者の自立と社会参加を促進する環境整備などに取り組むとともに、各種人権研修会や学習会においても障がいのある人の問題を人権課題の一つとして、その重要性を踏まえ啓発を進めてきました。

本町が2020年（令和2年）に障がいのある人を対象に実施した意識調査で、「障がいがあることで差別を受けたことや嫌な思いをした経験」について尋ねたところ、「ない」と回答した人の割合は全体の57.9%で、「よくある」「少しある」と回答した人の割合34.1%を23.8ポイント上回っています。

「障害者虐待防止法」については、「名前も内容も知っている」が16.6%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.8%、「名前も内容も知らない」が35.6%でした。

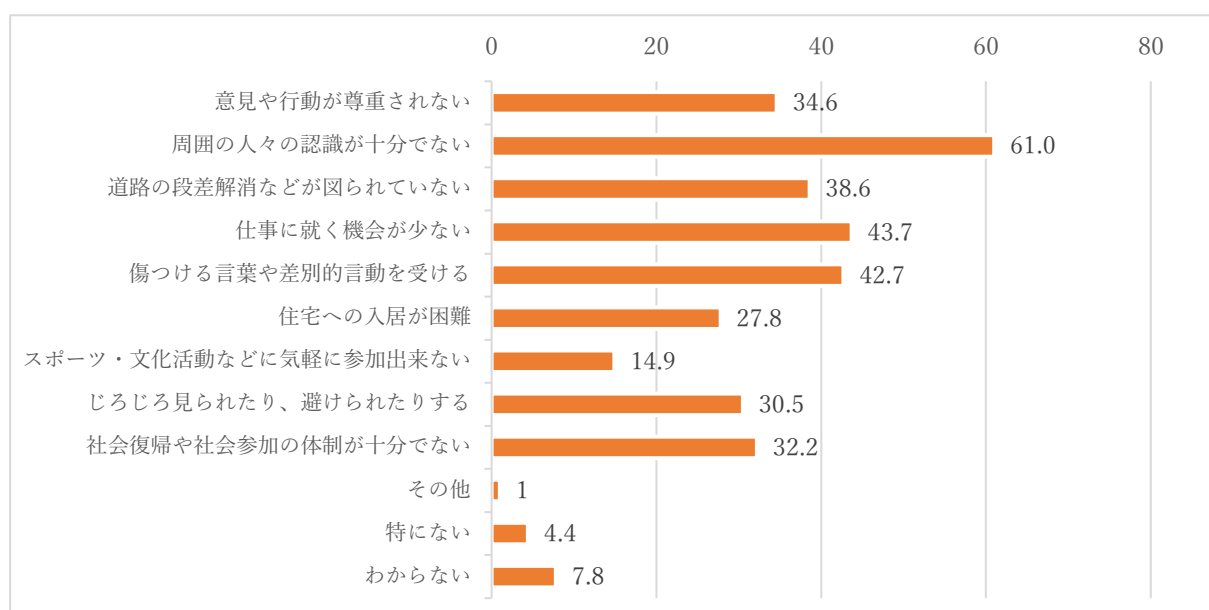
「障害者差別解消法」については、「名前も内容も知っている」が10.1%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が26.4%、「名前も内容も知らない」が51.0%でした。今後も障がいを理由とする差別の解消に向けた施策の周知と取組を進めていくことが必要です。

また、今回の人権に関する町民意識調査では、「障がいのある人に関して人権上問題があると思われるものはどのようなことですか」という質問に対する回答で、「周囲の人々の認識が不十分」が本町では61.0%と最も高く、県民意識調査では48.2%でした。次いで「仕事に就く機会が少ない」が本町では43.7%、県民意識

調査では 58.7% でした。次に「傷つける言葉や差別的な言動を受ける」が 42.7% となっています。

今後も引き続き、障がいのある人への正しい理解や認識を深めていくことと併せて、障がいのある人がその能力を発揮し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していくことが必要です。

● あなたは、障がいのある人に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



国や地方公共団体による総合的な取組によって、自立や社会参加のための環境整備も進められ、社会全体での障がいのある人に対する理解や認識は深まりつつあります。

しかし、障がいや障がいのある人に関する理解と認識の不足から、今なお障がいのある人に対する偏見や差別意識を持った人もおり、差別的な発言や落書き、不当な扱い、虐待といった人権が侵害される問題が発生するなど、自立と社会参加を阻むさまざまな社会的障壁が存在しています。

学校教育においては、共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システムの構築、就学前から卒業後まで一貫した継続性のある指導・支援の充実、障がいのある児童生徒を受け入れるための教育環境の整備、教職員の専門性の向上等の取組が必要です。

【施策の基本的な方針】

障がいのある人の人権問題については、これまでの取組と人権意識の高揚により一定の広がりや深まりが見られますが、まだ十分と言える状況ではありません。

障がいの有無にかかわらず誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、その人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていける共生社会の構築を目指し、一人一人が障がいや障がいのある人についての

理解と認識を深めます。

そのため、学校、家庭、地域、職域などのさまざまな場において、継続して人権教育・啓発の取組を進めていくことが重要です。

今後、人権教育・啓発の推進と共生社会の実現、障がいのある人への権利擁護、自分らしい自立した生活の支援、社会参加の充実、障がいのある人への就労支援、特別支援教育の充実を図っていきます。

また、障害者週間等のあらゆる機会を捉え、講演会や広報紙・ホームページなどを通じて啓発を推進するとともに、障害のある人の社会参加の促進を支援し、学校教育では特別支援教育の充実を図ります。

（１）障がいについての正しい理解と認識のための啓発活動の推進

- ①障がい及び障がいのある人への理解を促進し、ノーマライゼーションを実現するために、講演会や広報紙等による啓発活動を推進します。
- ②広報紙、ホームページなどを通じて障がいに関する情報やイベントなどについて、住民に広く啓発・周知します。
- ③障害者の日（12月9日）を含めた障害者週間（12月3日～12月9日）には啓発物の配布等を行い、障がいのある人への理解促進に努めます。
- ④町職員が業務を行うにあたっては、職員対応要領にのっとり、障がいを理由とした差別を行わず、合理的配慮を提供します。
- ⑤職員研修において、障がいへの理解促進を図る研修を実施し、職員の障がい者等に対する理解促進を図ります

（２）障がいのある人の自立と社会参加の支援

- ①誰もが暮らしやすい生活環境の整備や地域での社会参加がしやすい環境づくりを促進するため、住宅や屋外等のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。
- ②障がいのある人がその能力を発揮し、社会の一員として活動できるよう、直轄地区障がい者等地域自立支援協議会や関係機関等と幅広く連携し、就労に向けた支援策の取組を進めます。

（３）療育・特別支援教育の充実

- ①障がいのある人との交流やアイマスク活動等の体験学習を通して、児童生徒の障がいについての正しい理解と認識を深める取組を進めます。
- ②障がい児の個々の特性に合わせた障がい児等療育支援事業を実施します。
- ③乳幼児の段階から教育相談、就学相談に応じます
- ④個々の障がいの特性に合ったかつ教育的ニーズに応じた教育を提供します。
- ⑤合理的配慮を含む必要な支援を行い、障がいのある児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育を目指します。

- ⑥進級、進学などの節目において支援が途切れることのないよう、教育・医療・保健・福祉などの関係機関の連携を図ります。
- ⑦保育士、教職員など幼児・児童・生徒に関わる職員が各種研修に参加し、障がいに関する理解促進、教育の資質向上に努めます。

(4) 障がいのある人の権利擁護と相談支援の充実

- ①障がいのある人の権利擁護が図られ、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、関係機関と連携した支援に努めます。
- ②直方市、宮若市、小竹町及び鞍手町の2市2町で基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別に関わらず総合的な相談及びその事例を踏まえた差別解消のための取組を進めます。
- ③障害者就業・生活支援センターや直轄地区障がい者虐待防止センターなど、相談の内容に応じた関係機関との連携を図ります。
- ④身体障害者相談員、知的障害者相談員を配置し、それぞれの障がい種別ごとの相談に応じます。
- ⑤障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発を行い、障がい者虐待の防止に努め、発見した場合の通報を促します。
- ⑥財産管理や契約締結時に必要な判断能力が低い人に対し、本人に変わってこれらの行為を行う成年後見制度の利用を支援します。

6 外国人の人権に関する問題

【現状と課題】

わが国の人権擁護推進審議会は、2001年(平成13年)に行った答申で外国人に対する人権課題として就労に際しての差別問題、入居・入店拒否問題、在日韓国・朝鮮人児童生徒への暴力や嫌がらせ差別発言があると指摘しています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥または、危害を加えようとする活動等に対処するため、2016年(平成28年)に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

福岡県では、古くから朝鮮半島や中国大陆との交流が盛んであり仕事や勉学のため、今後もこの交流は増加していくと予想されていますが、言葉、文化、生活習慣の違いから地域住民との相互理解の不足によるトラブルが発生しているとの報告もなされている現状です。

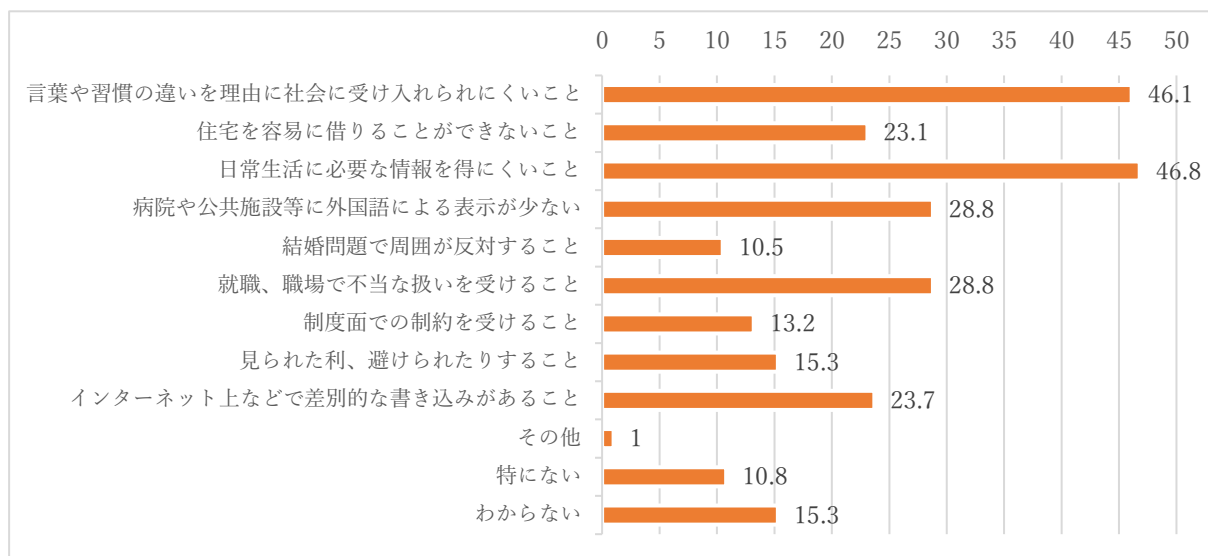
本町には、歴史的経緯から居住することとなった朝鮮半島の人が多くおられます。現在の外国人登録者数は、2025年(令和7年)10月末現在312人です。

学校教育においては、外国人講師を招聘して国際理解教育や語学教育を推進しているほか、地元教材を活用して外国文化についての体験や学習をしています。社会教育においても、住民向けの国際理解の機会なども設け国際感覚に富んだ人材の育成に努めてきました。

また、各種人権研修会や学習会においては、外国人の人権もテーマの一つとしてその重要性を踏まえ啓発も進めています。

町民意識調査では、「外国人に関して、人権上問題があると思われるか」の設問に対し、「日常生活に必要な情報を得にくいこと」と回答した人は 46.8%で、最も多く、次に「言葉や習慣の違いを理由に社会に受け入れられにくいこと」と回答した人が本町では 46.1%、県民意識調査では 28.8%でした。

●あなたは、外国人に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



わが国で生活する外国人は増加しており、言語や宗教、生活習慣などの違いから、就労差別やアパート等への入居拒否、飲食店等入店拒否など外国人の人権に関わるさまざまな問題への対応が求められています。

そのため、学校、家庭、地域、職場が連携・協力して、人権教育を推進するとともに外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための国際理解教育が求められています。

学校においては、児童生徒が主体的な学習により異なる歴史や文化に対する理解を深め、尊重する態度を養う取組をさらに推進するとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対するきめ細やかな指導を行うための整備が必要です。

価値観の異なる人々が同じ地域で生活していくためには、異なった民族や文化についてお互いに学び、認識を深め尊重する心を育むことが重要です。

また、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別意識の克服には、歴史的経緯を正しく理解し、人権教育や国際理解教育をさらに充実させ外国人に対する偏見や差別のない地域社会の実現に向けた啓発に取り組むことが必要です。

日本で暮らす外国人は年々増加傾向にあり、歴史や文化、言語、宗教、習慣等の違いからさまざまな人権問題が発生しています。法務省が 2016 年(平成 28 年)に実施した外国人住民アンケート調査では、外国人であることを理由に入居や入店、就職を断られた経験や差別的なことを言われた経験のある人が一定数いるこ

とが報告されています。

また、日本の歴史的経緯に由来する、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が社会問題化し、2016年（平成28年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されるなど法整備が進められています。

本町では、2025年（令和7年）1月末現在、人口の2.0%に当たる約295人の外国人が在住しており、10年前と比較すると約2倍に増加しています。かつては、産業の近代化を支えた石炭産業の発展のため、朝鮮半島などから炭鉱労働者として外国人が集中した時代がありました。そして、これらの外国人労働者に対する偏見や差別が生み出され、現在もまだ課題として残っています。

学校教育では、地元教材「友だち・チング」を活用して在日韓国・朝鮮人の人をゲストティーチャーとして迎え、文化や習慣についての理解を深める取組を行っています。

社会教育においても、多様な価値観や文化的背景を認識し、互いの違いを認め合い、共生する地域社会の必要性を意識した啓発事業に引き続き取り組んでいく必要があります。

【施策の基本的な方針】

学校教育や社会教育においては「福岡県教育施策実施計画」等を踏まえ、人権尊重の精神を高めるため、児童生徒が人権を大切にするための知識、態度、実践力を総合的に育成するとともに、家庭・地域と連携した人権教育の充実に努め国際理解教育を推進します。また、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進や住みやすい環境づくりに取り組みます。

外国人も地域社会を共に構成する大切な一員であることを踏まえ、国籍、民族の違いを問わず、すべての人がお互いの違いを認め合う多文化共生社会を実現する観点から、外国人の人権を尊重し、外国人に対する偏見や差別の解消に向けた取組を進めます。

（１）外国人に対する偏見・差別をなくすための、学校・家庭・地域が連携した人権意識の育成

- ①歴史的経緯や異なった文化・価値観・生活習慣に対して理解を深め、相互理解を促進していくために、学校・家庭・地域が連携して、外国人に対する偏見や差別をなくすための人権意識の育成に努めます。
- ②行政職員及び教職員の多文化共生意識を高めるため、研修や啓発等の充実に図ります。

（２）多元的な文化や多様性を尊重する教育や啓発事業の推進

- ①多元的な文化を認め共生する社会の構築に向けた教育や啓発事業に取り組

みます。

- ②事業主に対する適正な雇用及び労働環境の整備・促進に向けて広報・啓発に努めます。

（３）学校などにおける国際理解教育及び外国籍を有する児童生徒への教育の推進

- ①次代を担う児童生徒が国際社会の一員としての自覚を持ち、異なる歴史や文化に対する理解を深め、尊重する態度を養う国際理解教育を推進し、国際的な視野に立って行動できる人材を育成します。
- ②日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する指導とともに、自己確立のための適切な教育に努めます。

（４）外国人への情報提供と相談体制の整備

- ①外国人へ町政情報の提供を図るとともに、生活や福祉・保健・就業等の相談体制の整備に努めます。
- ②誰もが安心して暮らせるまち、誰もが住みよいまちを目指すため、やさしい日本語の積極的な活用など、全町的に外国人住民との共生を推進し、国際感覚豊かな地域社会の構築に取り組みます。

７ 感染症患者等の人権に関する問題

【現状と課題】

1988年(昭和63年)にWHO(世界保健機関)は、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、HIV感染症／エイズのまん延防止や患者・感染者への偏見と差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱しました。

1999年(平成11年)に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、国は「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を策定しました。この指針により、国と地方公共団体の役割分担のもと人権を尊重しつつ、普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供などの施策が推進されており、福岡県でも患者に対する偏見や差別の解消を図るため、教育や啓発が進められてきました。

ハンセン病は、現在では治療法が確立していますが、患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。そして、1996年(平成8年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、2019年(令和元年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が改正されました。

また、ハンセン病の患者であった者等の家族についても同様の未解決の問題が多く残されているとして、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。

しかし、療養所入所者や家族の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより家族や親族などとの関係を絶たれ、社会における偏見・差別や入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な現状があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症については、自粛によるフラストレーション、ウイルスに対する恐怖と不安や先の見通しが立たないという不確実性の高さから、感染者やその家族や医療従事者等に対する差別的対応、誹謗中傷、インターネット上の不適切な書き込みなど、新たな人権問題も発生しました。

本町においては、広報紙やリーフレットなどによる啓発のほか、各種人権研修会や学習会においてもH I V感染者・新型コロナウイルス感染症・ハンセン病患者等の問題も人権課題の一つとして、その重要性を踏まえ教育と啓発を進めてきました。

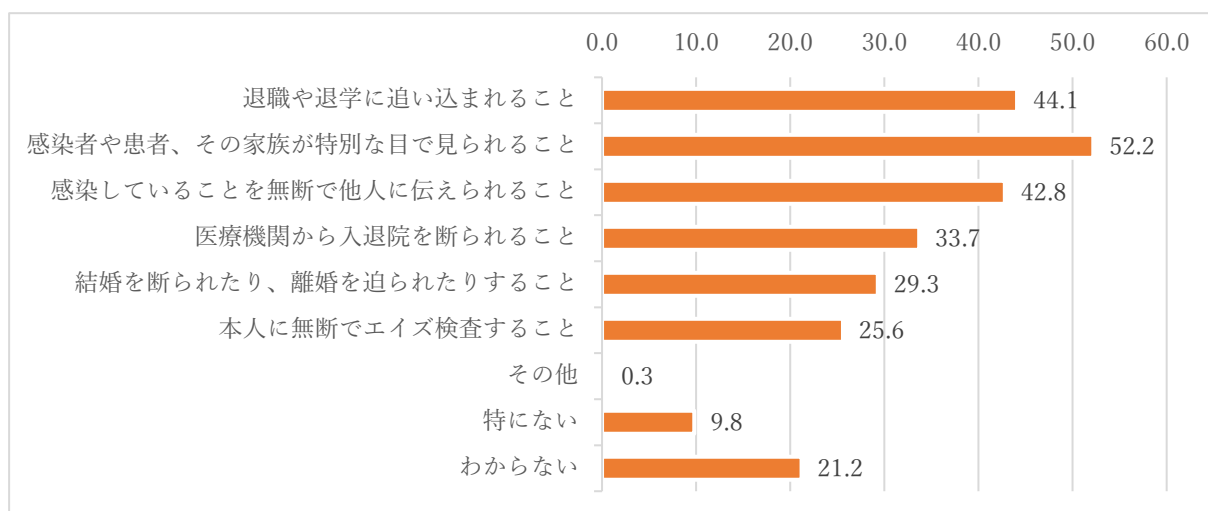
H I V感染者及びエイズ患者は、若い年齢層で増加の傾向にあるため、性一般に関する正しい知識や理解を含め、予防対策を進めていくとともに、患者への偏見・差別の解消に向けて教育・啓発に取り組む必要があります。

また、ハンセン病療養所の入所者の多くは、生活や医療への不安や偏見・差別へのおそれ等からいまだに療養所での生活を続けています。このため、社会全体で社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けて正しい知識の普及啓発や広報活動に一層取り組む必要があります。

今後、成人型T細胞白血病ウイルス・C型B型ウイルス性肝炎等のその他の感染症についても、関係機関と連携して正しい知識や情報の提供とともに、総合的な視点から教育・啓発に努める必要があります。

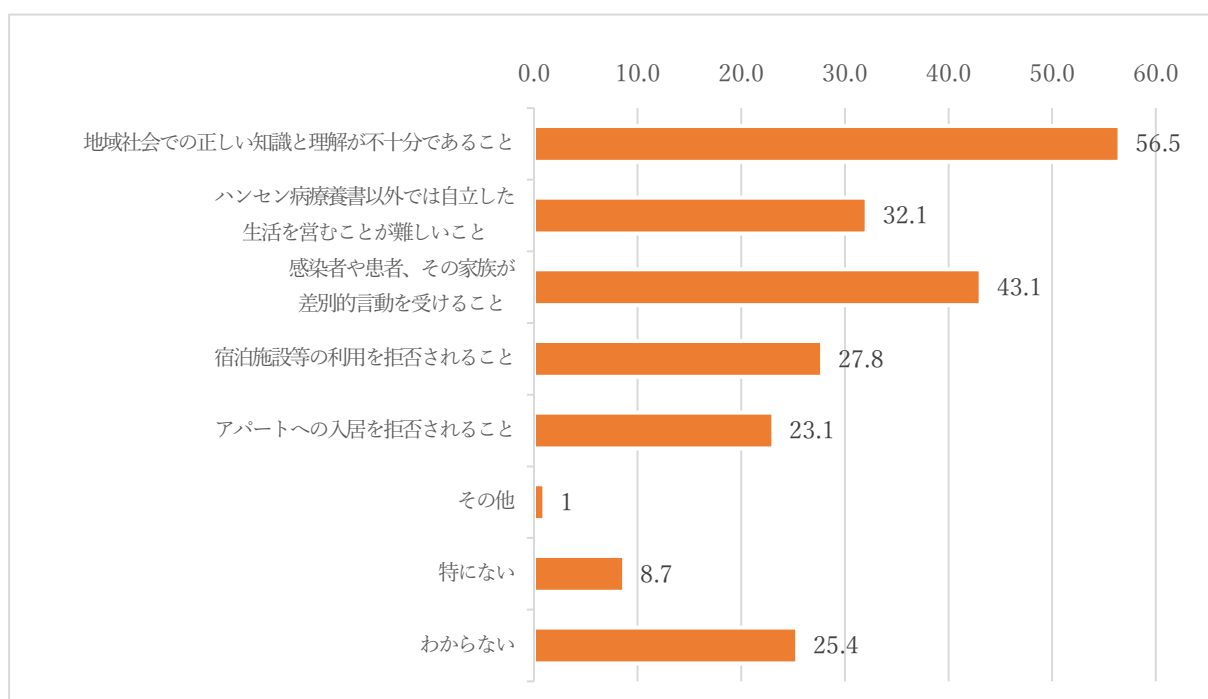
町民意識調査では、H I V感染者等とハンセン病患者等に関して、「人権上の問題があると思われるのはどのようなことか」の設問では、H I V感染者やその家族に関する人権上の問題では「感染者や患者、その家族が特別な目で見られること」が本町では52.2%で、最も多く、県民意識調査では41.6%でした。次に「退職や退学に追い込まれる」が本町では44.1%、県民意識調査では40.0%で「感染していることを無断で他人に伝えられること」が本町では42.8%で、県民意識調査では42.9%でした。

●あなたは、H I V感染者やその家族等に関して、人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか。



ハンセン病患者等に関する人権上の問題では「地域社会での正しい知識と理解が不十分である」が本町では 56.5% で最も高く、県民意識調査では、51.4% でした。次に「感染者や患者、その家族が差別的行動を受けること」が本町では 43.1%、県民意識調査では 38.5% と続きました。「わからない」が本町では、25.4%、県民意識調査では 31.9% で、他の人権課題に関する設問と比べて高い回答率を示しています。話題になることが少なくなっているため、関心が低くなっていると考えられます。

●あなたは、ハンセン病患者等に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



いずれの感染症に関する問題についても、医療・福祉の問題と同様に人権の視点を欠かすことなく取組を進めていくことが重要です。

【施策の基本的な方針】

エイズへの理解や蔓延防止については、感染を予防する知識を持っていれば予防が可能です。

また、ハンセン病についても、その歴史を正しく学ぶことにより、誤った情報に惑わされることなく正しい行動をとることができます。

新型コロナウイルス感染症のように、流行当初に未解明のことが多い感染症についても、誤った情報に惑わされず、基本的な感染予防対策を行うことで感染リスクは軽減されます。

今後、感染予防の正しい知識の普及に努め、感染者やその家族または、関係者に対する人権侵害事案の発生を予防するため、人権への配慮に関する教育と啓発等の強化を図ります。

（１）感染症についての正しい理解と認識のための啓発活動の推進

感染症に関する正しい知識の普及や情報の提供に努めるとともに、感染症患者等に対する偏見や差別を解消するため、啓発活動を推進します。

（２）学校における教育の推進

- ①教育活動全体を通じて、発達段階に応じた正しい知識を身につけるとともに、感染症患者等に対する偏見や差別をなくしていけるよう、計画的・継続的に取り組みます。
- ②教職員の研修会等において、H I V感染症・エイズやハンセン病等について取り上げ、指導力の向上を図ります。
- ③児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育に計画的に取り組めます。

（３）感染症患者等の人権に配慮した相談・支援

感染症等に関する相談については、プライバシーの保護を図り、法務局や保健所等、国・県の関係機関等と連携して、適切な相談・支援に取り組めます。

8 犯罪被害者等とその家族の人権問題

【現状と課題】

犯罪被害者等の支援、救済を図るため、2004年（平成16年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005年（平成17年）には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

しかし、犯罪被害者やその家族・遺族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、再び被害に遭うのではないかと不安感、収入の途絶や医療費の負担などの経済的困窮や周囲の無理解に寄与する言われのない偏見や中傷などの二

次的被害にも苦しめられるなど、依然として社会的に困難な状況にあります。

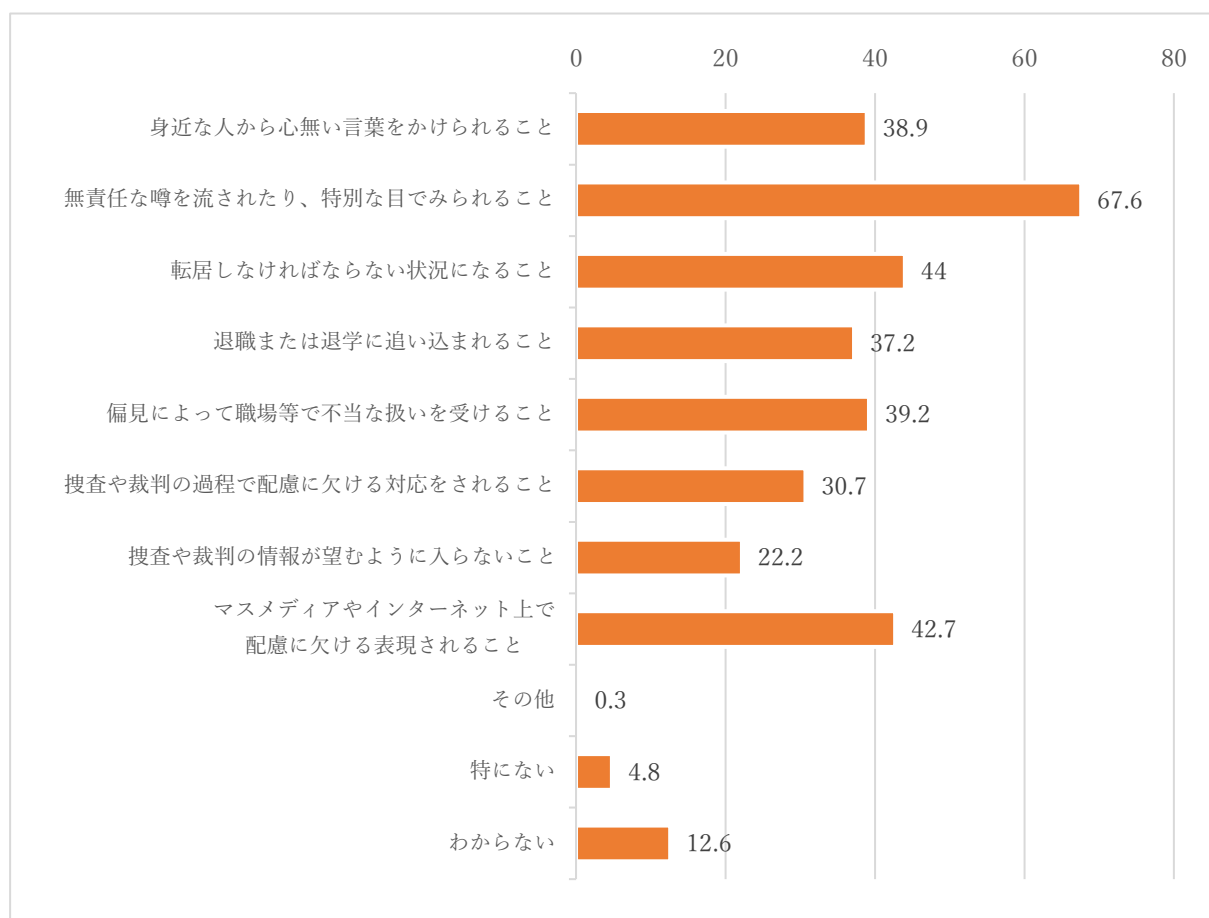
犯罪被害者等施策が措置されても、国民の理解と協力がなければ、その効果は十分発揮されません。犯罪被害者は、地域社会において配慮され、尊重され、支えられてこそ平穏な生活を回復できることから、教育活動や広報活動等による取組が必要です。

町民意識調査の犯罪被害者に関する人権上の問題については、「無責任な噂を流されたり、特別な目で見られることがある」との回答が本町では 67.6% で最も高く、県民意識調査では 44.7% でした。次いで「転居しなければならない状況になること」が、本町では 44.0% と続きました。「マスメディアやインターネット上で悪質な書き込みをされる」が本町では 42.7% で、県民意識調査では 46.5% でした。

犯罪に巻き込まれた当事者やその家族にとっては、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった被害に加えて、精神的にも重大な被害を被るという実態もあります。

また、捜査や公判などの過程においてもさまざまな負担がかかるほか、周囲の好奇心の目、誤解にもとづく中傷、無理解な対応、インターネット上の誹謗中傷、過剰な報道などにより、孤立感・不信感・無力感を抱くこともあります。

● あなたは、犯罪被害者等やその家族に関し、どのような問題が起きていると思われますか。



【施策の基本的な方針】

犯罪被害者やその家族が、誹謗中傷を受けることやプライバシーの侵害を受けることは、絶対にあってはならないことです。

犯罪被害者やその家族が、被害から立ち直り、地域において再び平穏に暮らせるようになるためには、何よりも地域の人々の理解と温かい心配りや協力が必要です。

今後、犯罪被害者等やその他の人権問題に関して、正しい知識の普及を図り、偏見や差別を解消していく取組を推進します。

（１）犯罪被害者等への理解促進

- ① 犯罪被害者やその家族が興味本位の噂などによって２次的な被害を受けることのないよう啓発を推進します。
- ② 犯罪被害者等のプライバシーが守られるよう十分な配慮を行うとともに、安心して相談や適切な支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。
- ③ スマートフォンやＳＮＳの利用に端を発する犯罪被害を未然に防ぐため、その危険性や安易に個人情報の流出をしないなどのルール、安全な使い方について学ぶ機会を子どもたちや保護者に提供します。
- ④ 犯罪被害者等に関する理解を深めるため、広報啓発活動に取り組みます。
- ⑤ 学校教育において「命の大切さ」等を学ぶ機会を設け計画的に取り組みます。

９ インターネットによる人権侵害の問題

【現状と課題】

インターネットの普及に伴いその匿名性や情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害し、差別を助長する表現の書き込みを行うなどのさまざまな問題が急増しています。

特定の個人や団体を誹謗中傷し、名誉を棄損する行為は犯罪であり、民事責任だけでなく刑事責任を負うこともあります。

また、子どもたちの間でＳＮＳやメールなどによるいじめや嫌がらせも発生し、時には生命をも奪う深刻な人権問題となっています。

1999年（平成11年）には、インターネット等におけるなりすまし行為等を禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が、2001年（平成13年）には、インターネット上で人権を侵害するような書き込み等に対して、被害者がプロバイダ（インターネット接続業者）等に応じ書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定されました。

さらに、2014年（平成26年）には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」、いわゆる「リベンジポルノ被害防止法」が制定されるなど、法整備は徐々に進んでいますが、インターネットは、その性質上、一旦情報や画

像が掲載されると消し去ることが、極めて困難です。

そこで、2025 年（令和 7 年）「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）が施行されました。

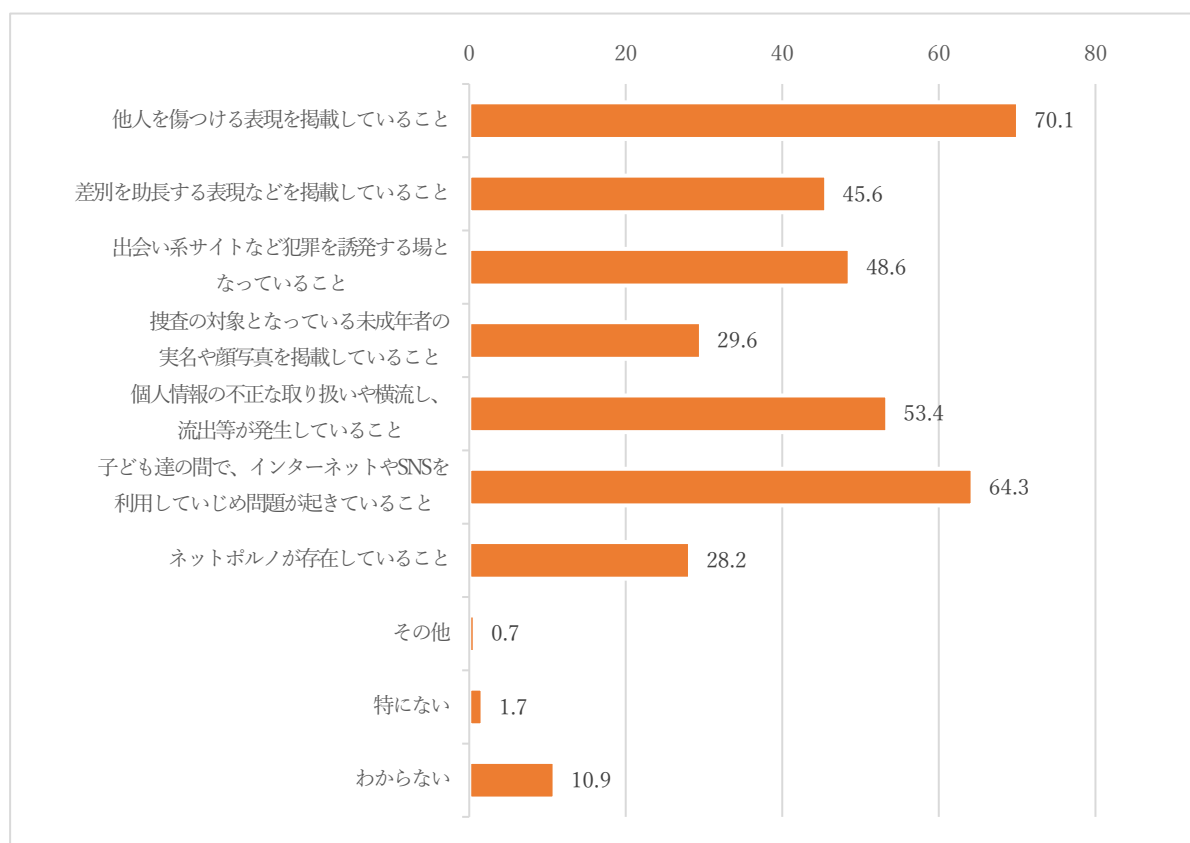
この法律で、インターネット上の「他人の権利を侵害する情報」に関してプロバイダが適切な対応を取れるようになりました。

また、インターネットの普及により利用者が低年齢化していることから、学校においても児童生徒への情報モラル、メディア・リテラシー教育が重要です。

町民意識調査では、「インターネットによる人権侵害に関して、人権上どのような問題があるか」の設問に対して、「他人を傷つける表現を掲載していること」が本町では 70.1%と最も多く、県民意識調査では 74.7%でした。次いで「ネットいじめ」が本町では 64.3%で「個人情報の流し」が本町では 53.4%で、県民意識調査では 52.3%でした。「差別を助長する表現や内容を掲載している」が本町では 45.6%で、県民意識調査では 43.9%でした。

本町では、隣保館においてインターネット上の差別的な書き込みに関するモニタリング調査の取組も進めていますが、インターネットによる情報の収集や発信にあたっては、利用者が情報モラルを身に付けておくことが不可欠であり、利用者の人権意識を高める教育や啓発の推進を図る必要があります。

● あなたは、インターネットによる人権侵害に関して、人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか。



【施策の基本的な方針】

インターネットの適正な利用については、さまざまな法的整備がなされているところですが、現実的には被害者救済には至っていません。情報発信については、個人の責任を理解し、情報モラルを身につけることや不確かな情報に惑わされない判断力を養うことが必要です。

このため、インターネット利用者が低年齢化していることも踏まえ、学齢期の児童生徒の情報モラル、メディア・リテラシー教育の充実及び情報活用能力の向上に取り組みます。

（１）個人のプライバシー等の人権に関する正しい知識を深めるための啓発活動

- ①インターネット利用時のマナーやルールなど、情報モラル、メディア・リテラシーに関する教育や啓発に努めます。
- ②青少年のコミュニケーション能力の向上を図り、健全な社会生活を営む上で必要な規範を学ぶ機会を作ります。
- ③相手を深く理解し、絆を深めることの大切さを家族の中で確かめ、命の大切さや規範意識・思いやりの心などを育成する取組を推進します。
- ④個人情報を大量に保有する団体や企業などに対しては、広報や啓発活動などを通して、「個人情報保護法」や「インターネット関連法令」等に関する情報提供を行います。

（２）インターネットなどを介した人権侵害への対応

- ①人権を侵害している書き込みに対する対処などについては、インターネットサービスプロバイダや法務局・地方法務局・支局内の常設相談所に相談できることの周知を図ります。
- ②インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害に該当する情報に関して、通信事業者などが適切な対応を取れるようにするための「情報流通プラットフォーム対処法」、また、18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことなどが携帯電話事業者等に義務付けられた「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」の活用について、広くその周知を図ります。
- ③隣保館においてモニタリング調査を定期的を実施し、県や法務局等との情報共有や連携により、差別的な書き込みに対しては削除要請などの適切な対応を行い、人権侵害や被害の拡大防止に努めます。

（３）学校における教育の推進

- ①児童生徒が、インターネット上のさまざまな情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するため

の基本となる考え方や態度を培うための教育の充実を図ります。

- ②児童生徒が教職員に対し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、個人情報の取扱い等に関する研修の充実を図ります。また、保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業等で、保護者への啓発に努めます。

10 性的少数者の人権に関する問題

【現状と課題】

人の性は、他者に侵すことのできない人間の尊厳にかかわる問題です。性のあり方は多様で、誰もが性を尊重され、自分らしく生きる権利を有しています。

男性が男性を好きになることや女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性とこころの性が一致しない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたりするなど、社会生活の中で性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。

わが国では、2004年（平成16年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。

また、2016年（平成28年）には、職場での性的少数者への差別的な言動がセクシャル・ハラスメントに当たることを、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に明記し、2020年（令和2年）には、パワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関して屈辱的な言動を行うことや本人の了解を得ずに暴露すること等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記するなど、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進するための取組が進められています。

2023年（令和5年）に性的マイノリティへの理解を促進することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行されました。

福岡県では、2022年（令和4年）にパートナーシップ宣言制度を導入し、双方または一方が性的マイノリティであるカップルが、日常の生活において相互に協力し合い、人生をともにすることを誓う「宣言書」を県に提出し、県が「パートナーシップ宣言書受領カード」を交付する宣言を行うことで、県の行政サービスが受けられるようになりました。

このように、性的少数者の人権を確立するさまざまな動きがあり、性的指向や性自認を理由とした差別は不当であるという認識は社会に広まりつつありますが、周囲の無理解や誤解からくる偏見やからかい等を恐れて、誰にも相談できず孤立や生きづらさを感じている状況や、本人の了解なく第三者に暴露されることで心が深く傷つけられる問題も起こっています。

学校においては、常に当事者がいることを前提に教育活動を進めていくことが

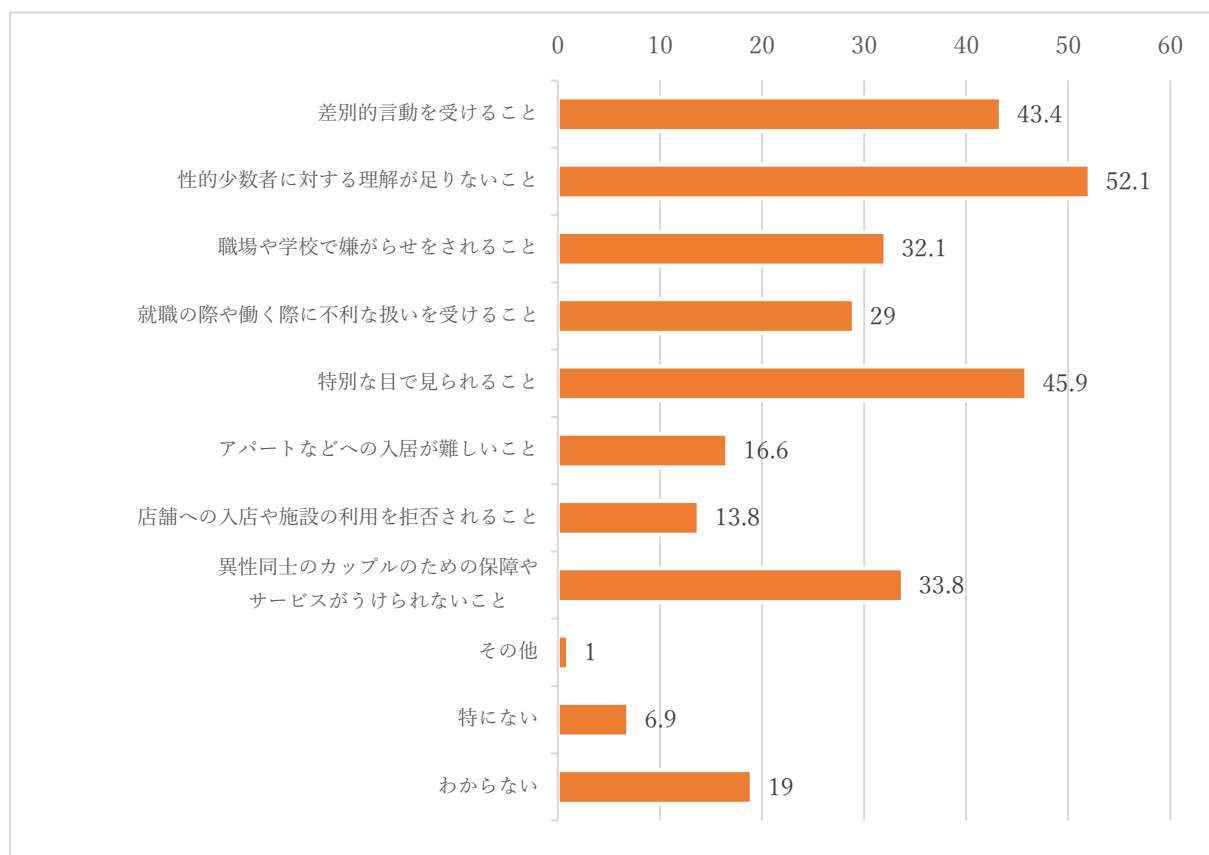
重要であることから、文部科学省が 2015 年（平成 27 年）に通知した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の内容を踏まえて対応しています。また、福岡県人権教育副読本を活用した学習や、保健体育科での学習等を実施しています。

性的少数者である児童生徒に配慮する取組が進められていますが、さらに、児童生徒の性的指向・性自認に関する相談に対応できる体制が必要です。

また、児童生徒や教職員、保護者の性的少数者に対する理解が図られるよう取組を進めるとともに、性的少数者である児童生徒に配慮する取組も進めていく必要があります。今後は、児童生徒の性的指向及び性自認に関する相談に対応できる体制が必要です。

町民意識調査において、性的少数者の人権上の問題では「あなたは性的少数者に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」に対して「性的少数者に対する理解が足りない」が本町は 52.1%と最も多く、県民意識調査では 43.3%で、「特別な目で見られること」が本町では 45.9%で、県民意識調査では 33.0%、「差別的な言動を受けること」が本町は 43.4%で、県民意識調査では 43.9%でした。

● あなたは、性的少数者に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



【施策の基本的な方針】

性のあり方は多様で、個人の尊厳に関わる大切な問題であることを正しく認識し、自分と他者との違いを認めることが大切です。

また、日常の何気ない言葉で傷ついている人がいることに気づくことも大切です。そして、誰もが自分の性を尊重され、自分らしく生きることのできる社会が望まれます。

このため、性的指向、性自認についての正しい知識を持ち、理解者を増やし制度や習慣を変えるため、広く住民の理解が得られるような啓発を推進します。

さらに、性的少数者に対する教職員及び児童生徒の適切な理解を促進するとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。

（１）社会教育における啓発の推進

性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために、講演会や人権問題地区学習会等において学習機会を提供し、啓発資料等の活用、さまざまな手法による啓発活動を推進します。

（２）学校教育における啓発の推進

- ①人権教育に係る取組の中で、性的少数者に対する適切な理解の促進を図るとともに、教職員及び児童生徒の双方が性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための取組を引き続き推進し、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。
- ②当該児童生徒が置かれた社会的背景や現状、将来に対する不安等の心情に共感するとともに、十分な配慮を行い当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

（３）相談支援体制の整備

国、県、その他の関係機関等と連携して、性的少数者がさまざまな不安な気持ちを相談できる体制の整備を進めます。

11 さまざまな人権問題

【現状と課題】

このほかにも、以下のような人権課題や現状があります。これらの課題を社会全体で解決していくためには、支援・救済のために必要な諸施策を講じていくとともに、それぞれの人権課題についての正しい認識と十分な理解が図られるよう、さまざまな機会を通じて教育・啓発を推進する必要があります。

（１）アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々は、中世末期以降の歴史の中では、東北北部から北海道全域に先

住していた民族であり、現在においてもアイヌ語をはじめとする口承文芸やイオマンテなどの伝統儀式、あるいは特有のアイヌ文様などに代表される豊かな独自の文化や伝統を有しています。

また、アイヌの人々が居住する地域においては、経済状況や生活環境、教育水準等他の人々との間になお格差があり、結婚や就職等にいまなお偏見や差別が存在しています。

2019年（令和元年）に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々の伝統文化の見直しなどの支援が行われています。

アイヌ民族の誇りの源泉である歴史や文化・伝統を正しく教育・啓発することが、アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消につながります。

今後、アイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている現状を十分に踏まえ、正しい知識の普及と人権教育・啓発の推進を図る必要があります。

（２）生活困窮者

2014年（平成26年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

同法では「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4項目を柱とし、子どもの成長段階や家庭環境に応じた、きめ細やかな支援を行うこととされています。

また、2015年（平成27年）に施行された「生活困窮者自立支援法」により、福祉事務所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が開設され、生活困窮者の抱えるさまざまな問題解決を支援する体制が整えられました。

生活困窮者の多くは、地域から孤立し、支援が必要な人ほど自らSOSを発することが難しいため、支援に当たっては、早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。

さらに、病気や障がい、DV、虐待、不登校、ひきこもりなど多くの課題を抱える生活困窮者の中には、偏見や差別等により自己肯定感や自尊感情を失っている人もいます。

生活困窮者の支援に当たっては、相談者一人一人を可能性や能力をもつ、かけがえのない存在として、その尊厳を守ることが求められています。

また、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切るためには、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適正に応じて教育を受け、職業に就くことができるよう支援していくことが重要です。

（３）ホームレスの人権

何らかの事情によりホームレス状態になることを余儀なくされた人々は、健康で文化的な生活を送ることのできない状況にあります。

ホームレスの人々の自立を支援するため、2002 年（平成 14 年）に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、2023 年（令和 5 年）には「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が改正されました。就労機会や住宅の確保、生活相談の取組といった一定の前進が見られ、その数は年々減少傾向にあります。生活困窮者に対する差別心に起因する嫌がらせ暴行事件、さらには殺人事件が発生しています。

ホームレス状態の人の抱える問題を認識し、課題に対応する社会福祉施策の充実を図るとともにホームレス状態の人たちに対し情報提供を行うことや、周囲の人々がホームレス状態の人が置かれている状況を理解し、偏見や差別意識を解消するための啓発を推進する必要があります。

（４）北朝鮮当局による拉致被害者等

1970 年代から 1980 年代にかけて全国各地で多くの日本人が不自然な形で行方不明となる事件が起こり、これらの事件の多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であると言われてきました。

拉致は、非人道的であり重大な人権侵害です。2006 年（平成 18 年）には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されましたが未だその解決に至っていません。

この問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深める啓発に取り組む必要があります。

（５）災害発生時の人権問題

防災施策において、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、外国人などの特に配慮を要する人には、災害発生時の避難やその後の避難所生活において困難を抱えている場合が多いため、支援や配慮が必要になります。また、避難生活が長期に及ぶ場合は、被災者のストレス等が原因となり、嫌がらせやいじめなどさまざまな人権侵害が発生する危険性があります。

2020 年（令和 2 年）に内閣府男女共同参画局は「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を策定し、災害対応における男女共同参画の視点の重要性が示されました。また、福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた人々に対して根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが社会問題となる事態も発生しています。

災害発生時には、高齢者の視点、障がいのある人の視点、男女共同参画の視点など多様な視点に基づいた避難所運営、要配慮者対策が必要となります。

また、災害時の根拠のない風評や思い込みによる偏見などの人権侵害を防ぐため、さまざまな人権問題について理解を深める取組を推進する必要があります。

（６）その他

以上のような人権課題のほかにも、刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会の偏見や差別が社会復帰を困難にしている問題、性的搾取等を目的とした人身取引の問題があります。

このため、それぞれの問題に応じた施策と人権教育・啓発を推進していきます。その他の人権上の諸問題についても、関心の低さに起因する情報の少なさや偏りから、誤った判断に陥る懸念があります。それぞれの問題に応じた必要な施策とともに、正しい認識を促して、偏見や差別を生まないように人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

【施策の基本的な方針】

（１）さまざまな人権問題への教育・啓発推進

①刑を終えて出所した人

保護司会や更生保護女性会など、更生や社会復帰の支援に取り組んでいる団体や組織と連携して、啓発活動を推進します。

②生活困窮者

プライバシーへの配慮や相談しやすい環境づくりに努め、問題解決の支援に向けて関係部署や機関との連携を図ります。また、早い段階で相談や必要な情報提供、専門的助言が受けられるように、相談機関や支援制度等の周知に努めます。

③その他の人権課題

「災害時における被災者等への配慮」や「ホームレス」、「アイヌの人々」に対する偏見や差別、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」、「人身取引（性的サービスや労働の強要等）」の人権問題など、それぞれが抱える課題に応じて、国・県の動向も把握しながらさまざまな機会をとらえて啓発の推進を図ります。

特に、「災害時における被災者等への配慮」では、被災した人だけでなく、防災情報等の周知や、避難所における高齢者や障がいのある人をはじめ、女性、子ども、外国人、性的少数者等それぞれに、必要な支援や配慮の必要性があることを踏まえ、平時からの啓発に取り組みます。

Ⅳ 基本計画の総合的な推進

１ 全庁的な体制による推進

本基本計画に基づく人権教育・啓発の推進にあたっては、さまざまな人権問題に対する取組をあらゆる部署が横断的に連携できるよう、また、新たな施策の企画や立案にあたっては、人権の視点をその根底に置いて取り組みます。

さらに、総合計画及び関係する各種個別計画との連携を図り、効果的に施策を

展開します。

2 行政職員及び教職員に対する人権研修

すべての町職員は、人権に対する理解や認識の向上を図るため、新規採用職員から管理監督者まで体系的に研修を実施するとともに、日常業務を常に人権尊重の視点から捉えるための人権問題に関する総合的な研修に取り組みます。

さらに他市町から赴任した教職員と新採5年目までの教職員には、スタートアップセミナーを開いて研修に取り組みます。

3 地域活動、各種団体及び企業等が実施する人権研修の支援

人権に関する視点から、各種団体及び企業等の活動の支援を行うと共に、人権教育・啓発の取組が推進されるように、情報や学習機材の提供等の支援を行います。

4 関係機関等の連携

人権教育・啓発のため、小・中学校、保育所、幼稚園、公民館等の社会教育施設などの関係機関や鞍手町人権・同和教育研究協議会、人権関係団体とのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催、人材や施設の相互活用等に取り組み、啓発・研修・研究・相談等の効果的な教育・啓発の推進に努めます。

また、家庭や地域での人権教育・啓発に取り組みます。

5 国、県、他市町村との連携

本基本計画に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るため、国・県・他市町村との連携や交流を図ることで人権に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

6 施策の進行管理と評価改善

本基本計画に基づく施策の実施状況の把握と評価を行い、今後の実施内容の見直しに反映させるなど、計画を総合的・効果的に推進します。また、必要に応じて人権意識調査を実施します。

「ふっ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
そんな願いを込めて、
ふっくらくらて。



【ふっくら くらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。

鞍手町人権教育・啓発基本計画

令和8年2月策定

編集・発行 鞍手町・鞍手町教育委員会

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地 2

TEL 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693

町公式 HP <https://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町公式 Instagram https://www.instagram.com/kurate_town

町 LINE 公式アカウント @kurate